
令和5年大和町議会3月定例会議会議録

令和5年3月8日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（17名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	16番	大須賀啓君
7番	馬場良勝君	17番	槻田雅之君
8番	千坂博行君	18番	高平聡雄君
9番	今野善行君		

欠席議員（1名）

15番	馬場久雄君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	健康支援課長	櫻井 和彦 君
副 町 長	浅野 喜高 君	農林振興課長	遠藤 秀一 君
教 育 長	上野 忠弘 君	商工観光課長	浅野 義則 君
代表監査委員	櫻井 貴子 君	都市建設課長	亀谷 裕 君
総務課長	千葉 正義 君	上下水道課長	野田 実 君
まちづくり 政策課長	江本 篤夫 君	会計管理者 兼会計課長	吉川 裕幸 君
財政課長	菊地 康弘 君	教育総務課長	文屋 隆義 君
税務課長	小野 政則 君	生涯学習課長	瀬戸 正昭 君
町民生活課長	阿部 昭子 君	総務課 危機対策室長	児玉 安弘 君
子育て支援 課長	遠藤 眞起子 君	公民館長	村田 晶子 君
福祉課長	蜂谷 祐士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻井 修一	次長 兼 議事庶務係長	相澤 敏晴
主 事	浅野 真琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番門間浩宇君及び13番藤巻博史君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番今野善行君。

9 番 (今野善行君)

おはようございます。

本日の一般質問を通告に従ってさせていただきますと思います。

質問事項であります。水田活用直接支払交付金の見直しへの対応についてであります。

本町の基幹産業である農業は、米価の下落に加え肥料、燃料、飼料等の高騰で厳しい経営を余儀なくされております。

農林水産省は、水田活用直接支払交付金の大幅な見直しを提示しました。今般の制度見直しは、交付金の受給を継続するためには、5年に一度の水張りが必要になるが、既に麦と大豆の二毛作に取り組んでいる場合や、ソバのように水張り後の農地が湿り

収量低下を招くおそれがあるなど不安の声が聞かれております。

本町耕地面積の89%を占める水田に関し、町として今般の制度見直しが与える影響を整理し対策を講じるべきと考えますが、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、今般の制度見直しを踏まえ、本町水田農業の現状から、完全に畑地化してしまった水田、水田が畑地化している水田、ブロックローテーションを行い水稲を作付している水田の面積を把握しているのか、これらの面積の状況について伺います。

2点目、この見直しによる農家並びに本町農業に与える影響についてお伺いします。

3点目、現時点での課題は何か、町の対応について伺います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの今野善行議員のご質問にお答えをします。

初めに、5年に一度の水張りについてでございますが、令和4年1月に農林水産省から示された令和4年産から令和8年産の5年間で一度も水稲作付を行わない転作田については、転作助成金であります水田活用直接支払交付金の対象水田から令和9年度以降は除外する旨の説明がなされたものでございます。

水稲作付が困難な水田については、畑地化支援として初期投資費用として10アール当たり14万円、定着促進支援費用として5年間に限り、麦、大豆、ソバ等を作付した場合に、10アール当たり2万円か、一括して5年分10万円、これは2万円の5年間で10万円ですが、この10万円の支援策が示されたところでございます。

令和4年度当初の説明では、水張りの定義は、水稲作付を行うこととなっておりますでしたが、令和5年度は、連作障害回避のための1か月程度の湛水管理でも可能との要件が緩和されたところでございます。

また、先月、2月16日の令和5年産の主食用水稲作付方針等を定める町地域水田農業推進協議会臨時総会の席上でも、会員各位から5年水張り問題についての意見が出され、出席していた東北農政局の職員からは、各農業者及び農業関係団体から意見をいただいている状況であるとの説明があり、要件設定が流動的であると認識しております。

麦、大豆、ソバ等の穀物については食料自給率が低いことから国内での栽培が奨励

されておりますが、水田及び畑地での作付栽培であっても販売価格が安く生産費用を賄えないのが現状であり、そのために国の水田活用交付金等の支援措置があると認識しております。

また、畑地化支援として5年間だけの定着促進支援金では、その後に栽培を行う生産者は減少となり耕作放棄地が拡大する懸念がございます。

1 要旨目の完全に畑地化してしまった水田、水田が畑地化している水田、ブロックローテーションを行い水稻作付をしている水田の面積を把握しているか、各面積の状況はでございますが、令和5年産生産調整及び水稻作付実施計画に、「水張りが困難な水田」欄を追記し、今後、畑地化している水田の把握に努めてまいります。

次に、ブロックローテーションにより水稻を実施している農家、生産組織につきましては、鶴巣・落合地区の5経営体で約57ヘクタールを実施している状況でございます。

2 要旨目のこの見直しによる農家並びに本町農業に与える影響についてでございますが、畑地でも支援金がなければ麦、大豆、ソバ等の穀物栽培農家は赤字経営が予想されますことから、栽培面積が減少すると考えております。

また、牧草等の飼料作物についても畜産農家は取り組むものの、飼料を供給する耕種農家も少なくなると予想しております。

さらに、大雨時に水田の貯留機能が低下し雨水災害の脆弱性も懸念されるところでございます。

3 要旨目の現時点での課題は何か、町の対応についてでございますが、大豆やソバ等の畑作物の収穫量を上げるために、排水対策として傾斜地としたり畦畔撤去等を行った水田を再び水張り可能とするには、費用対効果からも困難と認識しております。

令和4年産の主食用米の過剰作付を抑制するための転作作付助成金は、国の4億736万円、割合で95.7%でございますが、と町の1,812万3,000円、割合としては4.3%でございますが、の計、4億2,548万3,000円という状況でございますが、国で毎年度のように交付要件の改正や新制度が創設され複雑化していることから、農家等が何を栽培したらよいのか、不安を感じながら営農継続を行っていると感じているところでございます。

国のほうには、今以上のさらなる水張り要件の緩和と水田活用交付金のように畑地で穀物や飼料作物を栽培している農地に、恒久的な畑地化活用交付金の創設等を関係機関と連携しながら国に要望している状況でございます。以上です。

議 長 (高平聡雄君)
今野善行君。

9 番 (今野善行君)

ただいま答弁をいただいたわけではありますが、答弁内容は、総じて国の制度の説明というふうに取り上げていただきました。

まず、答弁に対して伺いたい点、二、三、伺いたいと思います。

今のこの問題になっているような見直しの関係ですが、実際は令和3年からも動き出しておりますが国自体がいろんな調査をしてきているんですね。それらを踏まえてということではありますが、それを踏まえて制度の中身が変わったのかというと、一切変わってなくて、当初の考え方で示されているのが現状かなというふうに思います。

ただ、先ほどのご答弁にもあったんですが、多分地方段階だと思うんですけども、若干何といいますか、水張りのやり方についての対応について何かしているといいますか、そういうところもあるようではありますが、これによって一番困るのは農家だと思うんですね。そういう意味では、今後、この対策というのは非常に重要になってくるのかなというふうに思います。

そこで、1要旨目なんですが、この面積の状況をお伺いしたところでございますが、この水田の状況ですね、これがどういう状況になっているかによって、いわゆる交付金の関係が大幅に変わってくるということになってくると思います。そういう意味でこの面積の状況を把握しているのかどうかちょっと聞いたわけではありますが、現時点では把握されていないようではありますが、やっぱりこれは早急に把握をしていただいてその対策を講じるべきだというふうに思いますので、まず、1点、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますが、現在はまだ把握していないのが現状でございます。

今年度の作付の関係から農家の方々に作付をやらせてもらって、調査の中でそういった項目を設けて、そして、作付をしている、畑地化しているというんですかね、そうい

った項目も設けて出してもらおうようなやり方に変えておりますので、今年度から上がってくればその集計をして、把握が1年で全てができるということはないかもしれませんが、そういった作業を次の作付から進めるということでやっております、進めているところでございます。

議長 （高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 （今野善行君）

先ほど申しましたように、実際は前年度、令和4年度からこの制度が始まっているわけですね。そういう意味では5年の間のなんていいですか、猶予期間のようなのがあってその間にそれぞれ各地域といいますか、最終的には農家自体というふうになると思うんですが、農家自体にその対策を考えて作付けなりその水田の整備の部分ですね、どうするか検討してもらおうという考えがあるんだろうというふうに思います。そういうことで、まずはこの現状把握、大事じゃないかなというふうに思いますので、これは早く調べていただいてその後の対策を講じていただきたいなというふうに思います。

それから、冒頭で今、農家、大変な状況であります。米価、若干上がってきている、相対価格で1万3,000円から1万4,000円ぐらいで動いているようではありますが、それでも結局その生産費を賄えないのが現状でありますので、今回の見直しによる農家経営への打撃というのはかなり大きいものが出てくるのではないかとというふうに推察をしているところでございます。

次に、2点目の関係でございますが、これについては栽培、捉え方としては、こういうふうになった場合に、単純に、答弁にあったように、1つはソバ等の穀物栽培農家は赤字経営が予想されると。それによって栽培面積が減少していくんじゃないかということで整理されております。

それから、飼料作物のほうも同様になってきているようでございます。このことは、さらには、いわゆる多面的機能といいますか、大雨時の水田の貯留機能、これが低下するのではないかとという答弁があったわけでございますけれども、この影響というのは非常に大きい部分があるかなというふうに思っております、単純といいますか、今申し上げたような形で答弁されているんですが、1点は農業所得の減少がまず考えられる。これは栽培面積が減少するというようなこととか、あるいは栽培意欲が低下

するといったようなことから、その辺は十分に考えられるのではないかなというふう
に考えているところであります。

それから、今、後継者問題、少子高齢化の中でなっているわけでありますが、結局
担い手が何で育たないかという、農業で生活できないからなんですよ。ですから、
みんな離農なりになっていくと。思うに、離農者が増えるのではないかということが
想定されるのではないかと思っております。そのことによって、さらには耕作放棄地
というところにつながっていく可能性があるのではないかというふうに思うんであり
ますが、この辺の捉え方について町長の考えがあればお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、議員お話しのとおり、農業の関係というのはそのとおりといいますか、所得が
なかなか上がらないということで結果的に生活が厳しいと、厳しいといいますか、そ
れで生活が成り立たなくなっていく状況があって離れていくということ、その間に後
継者不足がずっとあって、そのとおりといいますか、そういった環境にはあるという
ふうに思っております。

そういったことで、いかに農業所得を上げるかというか、そういったことの施策が
いろいろお話しされているところでございますが、現状的には、さっきお話しのと
おり、米価が若干上がっても今度は資材がまた同じように上がるとか、様々な要素が
次々重なってきているということで、農家対応につきましては、おっしゃるとおりの
状況、大変厳しい中でありますので、国としてもそういったいろんな施策、町とし
てもそれと合わせた形の応援といいますか、そういったことを農家の方々のご協力を
いただきながら進めているところでもあるというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

現実問題として今、町長おっしゃったようなことがあるわけですよ。我が町の農
業としてこのままでいいのかとちょっと私、疑問を持っておりまして、今後、展開し

て国の施策を待っているのは遅いのではないかというふうに思います。

ちょっと話がずれて申し訳ないんですが、前回の一般質問で酪農家への支援について一般質問をさせていただきました。そのときには答弁で支援していくというお話もあったわけですが、ここに来て酪農家を廃業した方がいるということであって、今まであった大和町の酪農家、数は少ないんですけども半分になってしまったという現象が起きています。これは酪農をやっている人も結局餌代の高騰とか、生乳の消費の減少で価格が上がらないとか、そういうことで、結局経営が成り立たないから廃業していくということなんですよ。そういうふうにどんどんどんどん少なくなっていくと、町の農業もですが、全国的にもそういう問題が出てきていると思うんですね、ちょっと酪農の話をして申し訳なかったんですが、北海道では、200戸、217戸でしたか、217戸が廃業したそうであります。中には今、国で淘汰した場合に1頭当たり15万円の助成金が出ることになっているんですが、ある酪農家は、なかなか淘汰するには忍びないということで乳は絞って廃棄しているという方もいるようであります。そういう現状が日本にはあるということなんですね。

一方で、輸入といえば、間違いなくその数量を輸入しているわけですよ。米、MA米もそうですし、それから乳製品にしても同じですよ。だからその余った牛乳を本来であれば日本で加工して輸入する粉乳かな、そういうものとか、それからそういう加工したものを輸入している部分も結構あるんですが、そういうものが日本だってできるわけですね。それができない、やらないで輸入しているというのは問題。一方でそういうふうに廃棄している。これは大きな問題かなというふうに思っているんですが、そういうふうに一般の農業もそういうふうになりかねなくなって、何というか、だんだんだんだん尻すぼみになっていってしまうのかなというふうに思っているんですが、そういう現象の中で、先ほど申し上げたのに話を戻しますが、農業所得の減少の問題ですね。

先ほど1要旨目でブロックローテーションしている経営体での面積が57ヘクタールとありました。例えば大豆の半分の面積、約130町歩余りあるわけですね。その半分の面積が水張りをしなかった場合、今の単価で計算しますと、2,600万円余りの交付金がなくなる、入ってこなくなる。それが結局農家の所得に影響してくるということだろうと思いますし、ソバの場合、宮城県一のソバの面積を誇っているわけですが、ソバも約半分がそういうことができなかった場合、約69ヘクタールぐらいになるようではありますが、これで1,300万円余りの交付金が入ってこなくなると。これだけ合わせますと約4,000万円近くのお金が農家に入ってこなくなるという問題がある

かなというふうに思います。これだけのお金が入ってなくなると、やはり農家の人たちはやる気がなくなるし、赤字でも続けていくというのはつらい話でできなくなっていくんだと思うんですね。ここをやっぱり考えていただきたいなというふうに思います。そのことによって、先ほど申しあげましたけれども、離農者が増え、今、問題になっている耕作放棄地が増えるということにつながっていくのではないかとこのように思いますので、こういうふうな減少に対して現時点で町長、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今おっしゃったような形のことが、水張りの件についてそういった課題と申しますか、問題が出てくるというふうに思っています。

町のほうでもそういったものについて、水田協のほうの補助金とかそういったものでカバーするとか、全てがカバーできるわけではございませんが、そういった工夫もしているところでございます。

あとは、これは大和町だけの問題ではないということでもありますので、先ほども申しあげましたけれども、水張り等についての考え方ですね、これについては今も町村挙げてと申しますか、国のほうにその見直しもお願いしております。まだ正式ではございませんけれども、国のほうでもいろいろ農林水産省と財務省の関係とか、その辺があるのかも分かりませんが、そういったことについての見直しと申しますか、緩和と申しますか、まだ全てをやめるという状況ではない状況ではありますけれども、そういったことでやってもらっているところでございますので、これにつきましては、町としてはもちろんでございますけれども、県とかそういったところも挙げて国のほうにお願いしていくと。

町でできることということについては、今申しあげました水田協とかの対応の中で、できるだけそういったものがカバーできるようなお手伝いを考えていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 (今野善行君)

これは昨日か一昨日あたりの農業新聞に載っていたんですが、全然話が違うんですけども、太陽光発電、再生エネルギーの買取りの問題のことが載っていたんですが、この買取り金額が4.2兆円だそうです。この4.2兆円というのは農水予算の倍ですよ、倍。ですから、言ってみれば、再生エネルギーが悪いとかなんとかという意味じゃないですよ。金額の比較で申し上げているんですが、そういうところにはそういう買取り価格でお金が流れているんですよ。ただ、農林水産省が悪いのかどうか分かりませんが、農林水産省の予算というのはそういう状況で非常に脆弱かなというふうに思っております。

先ほど町長も、国のほうにそういう申し入れといいますか、されているという話でありますけれども、この辺もやっぱり強くやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

3点目に入らせていただきたいんですが、課題ですね、課題と町の対応についてでございますけれども、ご答弁では、何とか状況を把握した上で難しい課題を上げているようでございますけれども、対応についてはなかなか答弁なかったんでありますけれども、先ほど町長がおっしゃったように、町としての支援策も考えているということでございますが、その太陽光の再生エネルギーの買取りじゃないですけども、例えば差額分を町で買い取って何とかしますとか、極端な話ですが、そういうことでもしないとなかなか農家は続けていけないというのが現状かなというふうに思います。

そこで、課題ですね、麦、大豆関係で約200町歩ぐらいですかね、250、60町歩になっているわけですが、全てが畑地化といいますか、麦、大豆とこの水田と畑作が万能な補助にはなっていないということで、今現時点でブロックローテーションが可能だとして行っているのが57ヘクタールしかない状況ですよ。そうなりますと、麦、大豆もそうなんですが、1つは、先ほど申し上げたように、農家の収支が悪化してくるという大きな課題があるかというふうに思います。それから、湿害対策として、要するに麦、大豆関係ですが、これは品質を確保するために客土していたり、中には畦畔除去して畑地の効率化を図っているところもあるわけですが、それを水張りしていこうとなると、戻すのに、やっぱり農家負担がまた増えてくる。とてもそこに投資できないというのが現状でないかなというふうに思います。

それから、麦、大豆の関係ですね。さっきの50何ヘクタール以外のところでは、多くは固定圃場になっていて水張りによって収量なり品質の低下を招くということが懸

念されているのでございます。

もう1点は、畑地化した場合に水田活用の交付金に見合う反収を得ることが難しいのではないかということですね。結局収支の悪化につながるということでもあります。そういうふうになった場合には、まずは自己保全管理になったりして最終的には耕作放棄地になる可能性があるわけですね。それでいいのかというのが1点であります。

それから、飼料作物ですね、これも現状を聞いてみるところでは、多くの条件不利農地、そこで畜産農家と連携でやっているようではありますが、これも難しい問題になっているようでございます。そういう飼料米を使うものを出し手、受け手、両方の連携がないとメリットが受けられないということになりますので、そこが崩れると飼料作物についても耕作放棄地になりかねないんじゃないかと考えるわけであります。

ソバの関係もご案内のように、団地化によってほとんどの固定団地の中でソバの栽培がされているという現状があるかと思えます。特に中山間地ではソバ専用水田みたいになってしまっているということですよ。そうしますと、水張りというのは非常に難しくなってくるのではないかということであろうかと思えます。

あともう1点は、開田地ですね。開田地は、意外と多く水をポンプアップしてきている。麦、大豆等の畑作化によってポンプアップの設備を取り除いてといいますが、水張りしようとするれば、そういう設備をもう一回、し直さなきゃないという問題があるということでもあります。

そういう改めて水活といいますが、この交付金を受けるためにはそういった農家の、それこそ町長のおっしゃる協力というお話があったけれども、協力も得られなくなってくる。全て自分でやらなくちゃいけないということが出てくると、なかなか難しい話になってくるのではないかと思います。その辺のことが課題として出されてきているのかなというふうに思います。

問題は、そういった課題にどう対応するのかということで、要するに国の対応策だけで、例えば水張りのやり方の緩和をするにしても、この間の新聞にもありましたけれども、どの時点でやるのか、作付の時期と水田で使う水の使用する時期とか、いろんな問題があるので、そういった問題を含めて考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

国の動向を踏まえてというお話のようではありますが、やはりここは早く手を打っていかないとだめじゃないかというふうに思うんですが、この辺について課題ですね、町長がどう捉えているかお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問といいますか、ご意見だと思いますが、確かに耕作放棄地が増えるようになってくるのが一番最悪といいますか、農家が全くなくなっていくことだと思います。そうならないためにいろんなことをやっていくということになりますけれども、それにしても、全てにそれぞれの課題があるというふうに思っております。今の議員のお話にあるとおりです。

飼料米についても受け手、買い手といいますか、両方が成立しないとだめだとか、ソバについても水を張るといふか、そういう状況についても難しいですし、また、水をポンプアップするためにどうしたらいいんだという課題です。それぞれに大きな課題があってそれに先行して手を打つてということだと思っています。全てを一遍にとすることにはいかなないとすれば、何が一番効果的なのかということも考えていかなければいけないというふうに思います。

町と農協さんとか団体さんと、団体さんでもいろいろお考えは当然あって、当然と申しますか、考えておられるというふうに思っていますので、そういった意見を集約しながら何をまず最初にやったらいいのか、何が効果があるのかということについては、これまでもやっているわけでございますが、なお詰めていかなければいけないんだらうなというふうに思っています。

こういった大きな政策になりますので、町といいますか、どこの自治体も同じだと思えますけれども、単独でのこれらに対する、100%ではないにしても、そういう対応というのは非常に課題が大きいものだというふうに思っておりますので、繰り返しになりますが、まず国のほうにその辺のことはしっかり訴えて、現状、国のことをこう言ったらあれですが、机上の理論といいますか、そういった形の中での理論ということだというふうに思っております。現実的な問題については全然、全然と申しますか、何かが出たときにこうするのはどうなんですかと課題を言ったとき、答えられないような状況もあるように思っておりますので、それにつきましては、繰り返しになりますけれども、町だけではなくて県とか他町村とか、今もやっていますが、いろいろそういった要望といいますか、それはしっかりやっていかなければいけないと思います。

町でできることということにつきましては、今、水田協のお話をしてもらいました

けれども、そのほかにどういったことができるのかということにつきましては、今、これをというのについてはちょっと私、なかなか言える状況にないのが現状でございます。ただ、課題としてのそのことについては十分認識、把握もしているつもりでございますので、そういったことにつきましては、なお関係団体の方々と意見を交換しながら、何をしたら一番効果があるのか、できることは何なのかということも含めてこれからしっかり協議していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

町長のご答弁に尽きるような感じもするわけでございます。

1つお伺いしたいのは、町村会でもそういう国に対する要望といたしますか、されているということではありますが、お分かりでしたら何か具体的な対応の内容ですね、お話しいただければと思うんですが。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

対応の内容については、国の答えという意味、要望についてですか、要望については農家の全体の問題はもちろんあります。また、先ほどお話がありました酪農関係についての現状とそれに対する対応といたしますか、乳製品とか、お話のとおりでございます。そういったこともありますし、あと具体的に言えば水張りの部分が大きいところでございます。

それから、今、田んぼダムということをやっているわけでございますが、田んぼダムをするにしても、いろいろ今、反当300円というようなものでありますのでそれでいいのかと。これは地域防災という形で農業だけの問題ではなくてそういった形の取組にもなっていますので、それらについての考え方、そういったものについての提案といたしますか、要望といたしますか、そういったものでございます。

議長 (高平聡雄君)

今野善行君。

9 番 (今野善行君)

それらも含めてぜひお願いしたいなというふうに思います。

先ほどちょっと申し上げた中で、いわゆる農業人口の話をしみますと、全国的にはこの20年で半分になってきているんですね。ちょっと資料が忘れてしまったんですが、たしか2050年には、2020年の136万人余りが2050年には30万人台まで減っていくのではないかと、これは推計です、されています。

日本の農業を考えた場合に、今、国は一生懸命になって大規模化、規模の拡大とかやっていますが、私にはなかなか規模の限界があって難しいかなと思っているのが1つ。それから、やはり経営していく以上は、損益分岐点というのがありましてどのくらいの規模が適正なのかというのもあるんですね。ですから、規模が大きくなるほどコストがかかるという部分もありますし、その損益分岐点を考えて規模拡大というのを国には考えてもらいたいなと私は思っているんですけども、そういった問題も一つはあろうかというふうに思います。

もう一つ、農業者の人口ですね、今、専業農家、1種兼業、2種兼業という言葉がなくなってしまったのと、専業的農家、副業的農家、そういう表現もどこかに行ってなくなったような気がするんですが、統計を見ますと、2種兼業の農家の数というのは余り減っていかないんですね。1種兼業と専業農家の数がどんどん減ってきているという、こういう現象があって、さっき言ったような農家人口が減っていつているのかなという思いがあります。ですから、そういうものを日本の農業の規模の問題と何か関連しているんでないかと思っておりますので、そういった部分も考えた政策を考えていただかないと、日本の農業は成り立っていかないという思いがあります。

もう1点、さっき、農林水産省の予算のお話をさせていただきましたが、平成12年度の農林水産の予算総額ですが3兆4,000億円でした。これ予算総額の割合を見ますと、私が取った数字が正しいかどうか分かりませんが、4.1%でした。それが、令和5年度の予算、2兆2,000億、2,600億円ぐらいです。この中には、いわゆる公共事業といいますか、公共的な事業も含めてですから、だから農村の整備事業とかそういうのも入っての予算になっています。それが今、100兆円を超える予算の中で2.2%であります。

こういう日本の農業に対する予算の措置も含めて、いろいろ社会保障とかいろんな

問題があってそういうところに予算が取られているのも理解はするところではありますが、国が言う国民の命と暮らしを守るということであれば、もちろん、防衛予算も大事であります、大事であります、併せて生きるためには食わなきゃいけないんで、こういった食に関する予算ですか、それもやっぱり充実していかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

もう1点、以前、ある国会議員がGDPの農業の生産額ですね、GDPに対する割合ですが、平成28年が1.12%でした。これ数字が推計になっていますが、令和3年、0.95%であります。GDPに対してこういう割合だからそういうところに予算をつぎ込むのは難しいと言ったのかな、何かそういう問題があるような発言をした方があってちょっと問題になったことがあるんですけども、そういう位置だからしょうがないのかなとみんな諦めているのか分かりませんが、こういう捉え方も問題かなというふうに思っておりますので、要するに先ほど町長がおっしゃった対応について、やっぱり国にそういうことを言うのであれば、なかなか一町だけの考えではなかなかつながっていかないと思いますので、町村会とか、全国町村会とか、そういうところを通じて国に訴えていくというか、要望していくということも必要かなというふうに思いますので、それについての町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろいろ現状のお話をいただきましてありがとうございます。

規模の大型化ということについては、今、国のほうではそういった方向であるということではありますが、やはりおっしゃるとおり、どこまで大きくするのかといいますか、日本でできる大きさというのがあるんだと思っていますので、必ずしも外国のよようにというようなものでもないのではないかな。そういった意味においては、損益分岐点というお話がございましたけれども、そういったものをしっかり見据えた中でやっていかなければいけないんだというふうに思いますし、また一方で、2種兼業といいますが、要するにお仕事をやって、副業ではないんですけども農業をやっている方は人数が変わらなくてそれ以外の人が増えているということでもありますので、規模の余り大きくない方で取り組んでいる方はやれるけれども、要するに農業を主でない方という感じなんですかね、そういった方が増えているということ。ある面でいうと、大

きな農家さんでやる役割と小規模といますか、そういった方々の役割というのがあるんだというふうに思いますので、そういった方々の必ずしも大きくなくてもやっていけるといいますか、かえって手がかかった形で多くの人が望まれるような農業のやり方といますか、そういったこともあるのではないかとというふうに思います。

もう一つ、やはり日本の農産物は安過ぎるのではないかと。外国と比べてしまうので、外国よりは高いという言い方になるんでしょうけれども、日本の規模に合った生産性といった場合に、今の単価は安過ぎるんだろうなと私は思うところがあって、だから買うほうの人もそこは見越して少し値段を上げて日本のもを買おうとか、そういうふうなことも大事なんではないかと、大事といますか、これは全く私見でございますが、あるのではないかなというふうに思います。

国家の予算の中の規模としてGDPの何%と。今の防衛予算ですと、1%、2%にするかという話になってはいますが、額が小さいから必要はないんだとかということとは全然成り立っていないというふうに思っていますし、周りの規模が大きくなってきているのでそういった数字が見えてきているところもあるのかもしれませんが、いずれにしても、大きな金額ではないので、こういったことについてはもっともっと予算の確保といますか、そういったことはあってしかるべきだろうなというふうに思います。

そういったことで、国へ対する考え方、要望といますか、これにつきましてはこれまでもお話ししているとおり、農業政策につきましては、特に自治体で頑張る部分と国のほうにどうしてもお願いする部分というのがありまして、お話のとおり、県町村会でもそういったことでも一致となった形で今もやっているところでございますが、なお、そういったことについては、こういった条件の緩和等も含めて強力に国のほうにはこれまで以上に求めていかなければいけないというふうに思っています。

食料自給率という問題等を考えたときに、このままでは将来、どうなるんだというのはみんなが本当は思っているところだと思いますので、それと生活で安いほうがいいというジレンマみたいなところがあるのかもしれませんが、国としてもそういった、私としてもそうですけれども、その辺の考えをしっかりと出して取り組んでいかなければいけないと思いますし、そういったことを国のほうにもしっかりと伝えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 (今野善行君)

ぜひ今の取組を押し上げていただきたいなというふうに思います。

欧米の国では農産物の価格競争に耐えるためにそこにお金を投資しています。日本はそういうことを全然していないですね。ですから、今、世界で一番最初に飢える国は日本だという本がバカ売れしているそうではありますが、そういうところに行き着かないことを祈念して私の一般質問を終わります。

議長 (高平聡雄君)

これで今野善行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午前11時とします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問番号1番です。都市計画税の使途は適正か。

来年度予算の中での都市計画税の税収見込みはどのぐらいか。

2番目、都市計画税の使途として予定している事業は何があるか。

3番目です。都市計画税を納めている町民から、その恩恵が全く感じられないとの意見があったことは事実か。

以下の3点を問います。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、都市計画税の用途についてのご質問にお答えいたします。

1 要旨目の令和5年度予算の都市計画税の収入見込みにつきましては、当初予算におきまして2億9,330万7,000円を見込んでおります。

内訳につきましては、土地課税で1億456万9,000円、家屋課税で1億8,873万8,000円となり、前年度当初予算対比で1,413万1,000円の増加と見込んでおります。

また、個人と法人の割合は、個人が34%、法人が66%となっております。

2 要旨目の都市計画税の用途として予定している事業は何があるかについて、事業名、予算額及び都市計画税充当額をお答えいたします。

道路事業では、都市計画道路整備としまして町道吉田落合線の4車線化工事と県が施行します北四番丁大衡線の負担金として予算額1億6,622万円のうち、3,200万円を充当します。

公園整備事業では、わかば公園トイレ改修工事のほか、もみじヶ丘緑道舗装工事など予算額519万9,000円のうち、300万円を充当します。

区画整理事業では、吉岡西部土地区画整理事業の区画道路整備の町負担金として、予算額620万円のうち、500万円を充当します。

下水道事業会計繰出金では、吉田川流域下水道建設負担金や分流式経費、これはルール分でございますが、などの元利償還として予算額3億7,190万1,000円のうち、2億3,930万7,000円を充当いたします。

公債費では、都市計画道路整備工事等で借り入れた起債の償還金として予算額2,103万2,000円のうち、1,400万円を充当します。

これら5つの事業の予算総額は5億7,055万2,000円となり、このうち、都市計画税は2億9,330万7,000円で、充当率は51.4%となるものです。

3 要旨目の都市計画税を納めている町民からその恩恵が全く感じられないとの意見があったことは事実かについてお答えをいたします。

これまで町長の手紙や各地区等での懇談会を開催しておりますが、そのようなご意見はなかったと記憶しております。

都市計画税は、私たちの暮らしに欠かせない道路、公園、下水道整備や維持管理等に充てられるほか、新たな土地区画整理事業など本町発展の大きな役割を担っております。納税者の皆様にも直接的、または間接的な恩恵があることをご理解いただければというふうに思っております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

まず、1要旨目で1つ伺います。

都市計画税の個人34%、法人66%というのは、前年から比べて個人の比率というのは増えてますか、減っていますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
同じぐらいでございます。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

次にお伺いします。都市計画税の使途で、都市計画税というのは目的税ということですが、基本的に都市計画税を納めたその原則は、地区、地域、そういうところに使わなきゃいけないということなんですけれども、その後いろいろ法改正とか解釈の改正があって枝葉の部分というか、こういうことにも使っているんですよということがどんどん増えていっているのが現状だと思うんですけれども、今回のこの都市計画税の使途の中で一般財源から町として回せない、回しても可能な金額というのはどのぐらいあるんですか。可能というか、それができる金額、都市計画税でしか担保できないものもあると思うんですけれども、今回のこの金額の中で一般財源のほうから充当しても何も問題ないという金額はどのぐらいありますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

都市計画税でなければ駄目だというものではないというふうに理解しております。理解しておりますって、そういうことでございますので、一般会計で全部予算があればですね、ぜひそういった、何といいますか、資源があれば、それはそれでよろしいということになります。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

すみません、質問の仕方が悪かったみたいなんですけれども、要は本来都市計画税の用途として主たる事業領域があると思うんですけれども、そこ以外の部分、その中で、その中で使われている金額というのがどのぐらいありますかということをお聞きしたかったんですね。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ちょっと今、その数字までは出しておりません、すみません。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

都市計画税のうちに個人の方の部分が34%、同じぐらいということ、去年もですね。大体例年、そういうことだと思うんですけれども、個人の方から徴収したというか、都市計画税は、やはりその本来の目的だけに使ってほしいという部分があるんじゃないかなと思うんですね。結局、後でどんどん増えていったことに関しては、別段これは使っていけないということではないんでしょうけれども、この財源が別に必要ないということを私は言いたいわけでも何でもないんですけれども、あくまでも法人はともかくとして、個人の方が負担している部分に関しては、極端な話、自分の住んで

いる地域に何も何十年たっても何の恩恵もないんじゃないかと思えば、やはりそれは違うんじゃないかなという思いがありますので、それで、結局本来都市計画税が制定された時期にあくまでも本則というか、本来の特別ですから目的があったと思うんで、そこにこの中でどのぐらい使われてるのかなと、そのところを知りたいんですね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

宍戸議員のおっしゃりたいこと、よく分かりますといいますか、取られた土地から自分の土地に還元してほしいという意味合いだというふうに思います。

すみません。ただ、ここでその数字、地区別の割合とか、そういったものについてはちょっと今、試算していないところがございますので。言わんとすることは非常によく分かるのですが、数字的にはちょっと難しいんじゃないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

1 番のほうは分かりました。

2 要旨目のほうに入りますけれども、これの中で実際下水道事業会計繰越金とか、それから公債費ですね、この辺の支出、毎年、下水道事業の繰越金のほうには都市計画税のほうが使われていますけれども、これはあえて都市計画税を税として、その中から支払っていきなさないということではないんじゃないかなと。以前の一般質問のときにも同じようなことをさせていただいたんですけれども、また今回の予算の中でもそういう形の使い方というのが出ていますので、その辺についていかがなんでしょうかね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

下水道会計に使わせていただいているという部分につきましては、都市計画の部分にエリアがですね、下水道に入っている部分が大体そういったエリアになっておりますので、そういった意味で皆さんに、議員がおっしゃったように、地元、地元でない、払った人に還元といいますか、そういったことも含めての意味合いで、1番は下水道とかそういったものにつきまして妥当性があるということで、そういう考えで充当しているところでございます。

議 長 (高平聡雄君)
宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

一応予算があるから使っていいという範囲内であれば、割り振りしていくというのは決して悪いことじゃないと思うんですけども、ここは大事なことなんですけれども、都市計画税というのは、これは国で決める消費税とかなんとかとも違うんで、100%、この比率というのは町長というか、執行部で決められる数字なんです。今、これが施行されて大和町の中でも50年以上、都市計画税というのは徴収していますけれども、町長が1から5%まで随意で決められるときに、今、ずっと変わっていない、3%と決めた基準とか、そういうものがあつたらお聞かせ願いたい。

議 長 (高平聡雄君)
暫時休憩します。

午前11時14分 休 憩

午前11時15分 再 開

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

基準、どういうふうに基準を決めたのかということでございますが、そのことについては、都市計画税につきましては0.3を超えてはいけないという上限の基準はございます。それで、その中で0.2ということにつきましては、当時、ちょっと明確では

ございませんけれども、想像、想像で答えて大変申し訳ありませんけれども、通常、通常というか、周りの一般的に0.2というのは利用されているということ、あるいはその辺についてはちょっと基準までは分かりかねます。

議 長 （高平聡雄君）
 宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

1から5というのは私の失言で、これは勘違いで失礼しました。あくまでも0.1から0.3まで。0.3を超えてはいけないということですが、ただ、超えてはいけなくても、0.1でも0.2でも0.25でも、それはある程度、任意に決められるということで、これをそのときの理由よりも0.2と決めてから何十年もたって、結局世の中というか、町も変わってきていると思うんで、その中でこの0.2と決めたのをただずっとそのままにしていると。今も本当にこの0.2のままでいいのかどうかということですね。そういうことの精査というか、チェックというか、そういうことはなさっていますかね。

議 長 （高平聡雄君）
 浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

精査ということでございますが、町の予算を執行するに当たりましては、一定の予算規模、規模といたしますか、想定をいたします、税収とかですね。そういった中で、固定資産税につきましての町として充当する額といたしますか、それにつきましては0.2%の額を常に想定をして徴収をさせてもらっております。そういうことでありますので、毎年、こう変えるということではなくて、町の安定した一つの税収としての考え方でございますので、その0.2でずっと継続してやってきているところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

ちょっと確認をしますが、町長、今、固定資産税とおっしゃったんですが、都市計画税ですよ。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
大変失礼しました。都市計画税でございます。

議 長 (高平聡雄君)
宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

都市計画税は、第2の固定資産税と普通言われますから、おっしゃった意味は理解しました。

これは0.2で決めて予算措置しましたと。時代が変わってきても、今、やはり都市計画税は必要だから徴収しますと。ただ、その中に使途としてだんだんだんだん本来都市計画税にあった目的以外、以外というのは失礼ですけれども、使っている範囲のどんだんだんだんその枝葉の部分で、とにかく予算があるんでこれは執行しましょうというような形になっているんじゃないかなという気がするんですけれども、いかがですか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
とにかく予算があるからということではなくて、税金については必要な予算ということで、予算といいますか、収入ということで考えておられて、あるからではなくて大事な収入としてまちづくりのために必要だということで徴収をさせてもらっております。

議 長 (高平聡雄君)
宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

それでは、あともう一つお伺いします。私の個人的なことですけれども、私は都市計画税は支払う義務がないので支払っていないんですけれども、ここの水道事業会計とか、公園整備事業、そういったことに今、使われている都市計画税というのは、やはり町にとって必要な財源だから、必要な予算措置だからしていますということであれば、どうして66%の町民の人が払っていない人と払っている34%の人が何でそれを同じくして、私は払っていないから下水道関連の予算を負担することはない。それから、こういうふうな吉岡西部地区の都市計画事業の区画整理、道路整備等の負担に関しても私はしなくていいと。それは結局、以前の一般質問で言いましたけれども、やはり税というのは絶対公平でなきゃいけないと思うんですよ。だから、この都市計画税があつていいか悪いかというよりも、そういう町民の中の、例えばこれが70%、80%がありますよとかというんだったらまだ仕方ないかなと思いますけれども、これ全体の個人が34%だったら、結局個人の方の中で多分1割か1割5分ぐらいの人しか都市計画税は払っていないと思うんですね。

だから、そういうふうな不公平感だから、そこがあくまでも集まったところ、集まった地域、そのためだけに使っているんだたらまだ納得できるんですけれども、いろんな使われ方をした中で、払っている人から言わせれば、何で払っていない人がいるのと。それはおかしいんじゃないかなと。これも結局町税とかはみんな等しく払わなきゃいけないわけですし、物を買ったら消費税も当然払っていかなきゃいけないわけですから、その辺の非常に言葉が悪いかもしれないけれども不平等感というか、そういうものを非常に感じるんですけれども、いかがですかね。

議長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

都市計画税というものについては、その土地、エリアにあるわけですが、そのエリアにつきましてはそれぞれ付加価値が高いという状況もあるというふうに思います。

それで、購入される場合もそういったエリアをご承知でといいますか、購入されているというふうに思っていて、どちらがいいとか悪いとかではないんですけれども、そういった都市計画エリアですという付加価値、そういったこともあるのではな

いかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

都市計画税を納める理由とか、それはよく分かるんですけども、結局使っている人を考えたら、結局納めている人も納めていない人も等しく税金として使われて等しいような中身であれば、じゃあ、都市計画税を今徴収していない地区の人とか、そういう人からすれば、支払いしている人からすれば、不公平があるんじゃないかなど。逆に払っていない側からしても不公平感があるんじゃないか、大和町にいてですね。そこのところを町長がどう捉えていますかということでお聞きしたんです。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

繰り返しになりますけれども、その土地にその税金が、その土地がそういう土地です、そういう土地ですといいますか、そういったエリアなんですよということで、そういったことをご承知の上で購入されているということだというふうに思いますけれども、不公平といいますか、ですからできるだけ公平になるような事業に使っているということでありまして、最初の目的よりは少し使い方が広がっているというふうには確かになっているところはありますけれども、それにつきましても公共のできるだけ皆さんのためになるものに使う、全部がためになるんですけども、何というか、平等にいくための事業についての活用をとということの中での利用幅の広がりといいますか、そういった認められ方になっているというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

町長、今、おっしゃいましたように、だんだん広がりが出てきて、広がり先の

ほうとか、新たに改正になって用途に関してはどんどん増えていっていますので、そういうところには使えるからと使っているという部分、だから、本来の目的からすれば、現実には薄まっていると思うんです。

先ほど私が0.2、町長が0.2%と決めた根拠というのは、その根拠は何らかあるのであれば、そのときはそれは必要だと。そうしたら、どうして今、この時期に来て、これを0.1でもいいんじゃないかとか、いや、絶対必要だから0.3を超えていけないなら目いっぱい取ろうとか、あっ、取ろうという言葉はおかしいですけども、そういうふうな形に変わっていくべきだと思うんですけども、それが全然変わっていない。でも、今おっしゃったように、どんどん本来の目的からちょっと薄まってというか、広い範囲で使われているのが事実だということはおっしゃっていますから、これを見る限りそうなんですけれども、それだったら、これから肝腎なのは、別に廃止をしないまでも本当にこの利率が今、適正なのかどうか、0.2と決めたときの根拠がある以上は、それを0.1にする必要があったら0.1にすべきだし、いや駄目だと、もっと必要だと思えば0.3にすべきだと思うんですね。だから、これは町でできることから、そういったお考えとか見通しというのはありますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
税金でございまして毎年変えるとかとか、そういうことはまず難しいというふうに思っております。

率についての見直しが可能といいますか、そういった幅がある税制でありますので、そのことについてこれからずっと0.2だけなのかといった場合には0.3のことも出てくる可能性もありますし、そういったことは将来的に、将来的にといいますか、これから先、全くないとは言い切れないというふうには思っております。

町のほうで、今現在といいますか、この間ですね、その税収につきましても先ほど申し上げましたぐらいの税収があって、それにつきましては大事な財源として、安定的な財源として活用させてもらっておりますので、現在のところは今の利率でお願いをしたいといいますか、今やっているところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

これは、1問目の最後になりますけれども、これはぜひとも今後、この都市計画税の、来年もまた予算組まれますし、組む段階の用途を考えたときに、結局そこまで必要ないんじゃないかなという分析が今後できれば、ぜひともこの都市計画税の0.2%という部分の見直しというか、それは検討していただきたいし、一応そういう方向でいていただきたいと思うんですけれども、いかがですかね。

議長 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

税収の問題ですので、来年度のこと、来年というか、再来年の話になるのかもしれませんが、今の段階でそういう方向とかという考え方は、今のところございません。今はそういった形で安定した税収ということで皆さんからお預かりしている税金、これは丁寧にしっかり皆さんに還元できるように利用といいますか、活用させていただきたいというふうに思います。

議長 長 (高平聡雄君)

宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

3要旨目に移ります。

この間、ちょうど議会改革のプロジェクトの際、町民説明会があった折に、この地区のある町民の方から直接あった意見なので、自分は都市計画税を払っているけれども全然自分の身の回りのところがそれを使って直ったとか、そういう感覚がないと。ひどい状態なんだけれどもどういうことなんだろうという質問を受けて、私は正直、はっとしたんで、ここの用途の中で公園整備事業ではわかば公園トイレの改修工事のほかにもみじヶ丘緑道舗装工事など予算額519万9,000円のうち300万円を充当しますと。この300万円を充当したことぐらいしか、多分一般の町民の方というのは、都市計画税で使われた事業という感覚はないと思うんですね。ここに全く感じられたような意

見があったことは事実かということは、事実かという聞き方もあれなんですけれども、その方の個人的な意見なのかなということもあったんで、こういった声が町に寄せられたことはなかったんですかということでの質問に入れたんですけれども、改めてお答えをお願いします。

町 長 （浅野 元君）

そういった個人的な質問といますかね、そういったことはなかったというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

ほかに寄せられていなければ、町民説明会のときに挙手した町民の方の個人的意見だったのかもしれないですけども、あったことは私も聞きました事実です。

2番目に入らせていただきます。

新産業廃棄物最終処分場建設に伴う住民ケアは。

昨年3月議会の一般質問において、最終処分場建設計画の是非を大和町全体の問題として捉え、町長にリーダーシップを持ってもらいたい旨の発言をしました。

今般、町長の苦渋の決断をもって建設容認となりましたが、予定地域では建設断固反対の看板も多数見受けられます。今後、こういった反対の意思表示をしている方の住民のケアというのをどのように取り組んでいくかということ伺いたい。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

新たな最終処分場の整備につきましては、昨年9月、宮城県から最有力候補地を整備地に決定したとの方針が示され、この方針に対しまして、町といたしまして、候補地選定の経過の公表の経緯については納得できるものではないものの、宮城県における最終処分場の必要性のほか、鶴巣地区の皆様が特に心配されております次期処分

場として大和町を選定しないことが明確にされ、さらに飲料水や農業用水に対する不安への対応などが示されたこと。そして、鶴巣地区の課題解決に向けた対応についても宮城県及び環境事業公社から協力の提案を受けていることを受け、苦渋の決断として、同候補地を最終処分場の整備地として容認することとしたものでございます。

このような経緯によります建設内容でございましたが、昨年12月には、地元地区等の方々から、搬入ルートへの反対を主旨とした建設反対の陳情書が町に提出されたものです。

町といたしましては、これまでも地元の不安や懸念に対して誠意ある対応をするように県に対して求めてきておりますが、こうした地元の方々の声があることを十分に踏まえ、なお一層、地域と真摯に向き合い不安や懸念の解消に向けて努力するよう、引き続き求めてまいりたいと考えております。

あわせて、町といたしましても、地域の方々の声に丁寧に耳を傾け、地域の不安等の解消や課題等の解決に対し、宮城県及び環境事業公社と協力しながら対応してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）
 宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）
 1つお伺いします。

今、答弁の中にあつた昨年12月には、地元地区等の方々から搬入ルートへの反対を主旨とした建設反対の陳情書が町に提出されたものとありますけれども、結局この提出されたことに関して納得できない人たちが、今反対という看板を家の前とか何かに掲げているんですかね。

議 長 （高平聡雄君）
 浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

12月に提出された方々、地元の方々からについては、搬入ルートへの反対を趣旨とした建設反対の陳情が出ているところでございます。

このことにつきましては、対応につきまして今、県とも協議、協議といいますが、

しながら、地元の方々にご理解をいただけるような対応を考えておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

この件で一般質問を通告してから結構日にちはたちますけれども、町長は今、建設反対の看板というか、それを立てる方というのは1人や2人では当然ないんで、そういった方たちの反対の意向が何なのかということは把握されていますかね。多分されていると思うんですけども、私自身は、何人かの人に聞きましたけれども、本当に本当の話、詳しくは何で反対かよく分からないんですよ。ただ、あそこまでの以上は何かあるのかなと思うんで、それは町のほうで把握できているかどうかということをお聞きしたいですね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

再度のお答えになりますけれども、搬入ルートへの反対を主旨としているということでございまして、そのことが大きな理由というふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

搬入ルートが反対ということですね。これはまた鶴巣のときの町民説明会のときの話になりますけれども、非常に天気が悪くて、ほかの会場と違ってたった3名の方しか、町民の方は来られなかったんですけども、その中であった意見の中でちょっとえっと思ったことは、結局自分たちが反対とか、それからどうなっているんだということを考えていても、全く議員の中で議論した形跡がないのはどういうことなんだ。あれは結局議員だけの集まりですから当然、議員に関して聞いてきたんだと思うんで

すけれども、そういう質問があつて、私の中では、この問題というのはどうに解決しているのではないかというふうに安易に考えていたんですけれども、わざわざ3人しか来なかった中の1人がそういう提案というか、意見がありませんかということで意見を述べたということは、まだまだそういうことについての、例えばそのとき、搬入ルートが反対だからと、そういう話じゃないんですよ。議論をした跡が見えない、議員間で。だから、全然そういうことが自分たちに知らされていないんで、そういうことがどうなのかと。

これは町長に聞くことでないのかもしれないんですけれども、実際そういうことを言われて、私も議員なんで、でも確かにそんなに議論した記憶はないなというのがあったんですけれども、しなくてもいろいろ説明とかを聞いて、最終的には町長が判断したんだからこれはこれで通る話なんだろうなと私は正直思ったんですね。その説明会のときにそういった方の意見があつて、ちょっとはつとさせられたというので、それで今回はこれは放っておけないなということがあつて一般質問に入れさせてもらった次第なんですけれども、いかがですかね。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸議員、今の質問の前段の部分については、議会に対する問いかけでありますので町に対する一般質問とは違うと判断しましたので、それ以外のところで町長、答弁はできますかね、答弁ないですか。

今の質問については、そういうことでご理解をいただきたいと思います。次の質問に移ってください。

宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

終わりましたんで、これはここで聞くべきことではなかったということで、これは私自身も反省したいと思いますし、改めてまた違う機会に議長のほうに何うようにします。

3 要旨です。高等学校通学応援事業での支援拡充をです。施政方針において、本事業は子育て世帯の家計負担軽減を目的とするならば、漏れなく全ての高校通学者に支援する工夫が必要ではないか。以下の点を見直すことにより、定住化の促進に寄与すると考えるが町長の所見を伺う。

助成対象の交通費を公共交通機関の定期券としているのに対して、自家用車の送

迎も含めるべきではないか。

2番、交通費の月額が1万円を超える通学支援を見直し、全てを対象にすべきでは。以上です。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

続きまして、ただいまのご質問にお答えをします。

高等学校等通学応援事業につきましては、平成28年度より公共交通機関等を利用し通学する高校生等の保護者に対し助成することで、経済的な負担の軽減によりまず公共交通の利用促進と子育て世帯への支援の充実を図るため、自宅からの通学の手段として定期券購入等に要した費用から月額1万円を超えた額の2分の1、上限1万円でございますが、を保護者に助成する事業でございます。

事業開始から今年度利用申請された方の合計は656名で、年間平均94人の方々にご利用いただいております。

それでは、1要旨目の助成対象に自家用車の送迎も含めるべきではとのご質問でございますが、高等学校等への通学の形態は様々であり、自家用車の送迎についても保護者の通勤に合わせた送迎や下校時のお迎えのみなど多様なケースが想定されます。

自家用車の送迎に対します助成となりますと、実際に使用した送迎車両の燃料費相当分に対します助成が考えられますが、自家用車の利用形態は様々で、通学に要した費用のみを把握することは容易ではないことや、先ほど、事業の説明で申し上げましたが、本事業ではそれらの事情や助成の公平性等を考慮しまして、定期券購入額の1万円を超える費用の2分の1に対して助成を行っておりますので、ご質問の自家用車の送迎費用を助成対象とすることは難しいと考えております。

次に、2要旨目の質問でございます。

本事業は、1要旨でもお答えいたしました。公共交通機関を利用して通学される高校生等の保護者に対し助成することで、公共交通の利用促進と子育て世帯の支援の充実を図るもので、これまで実施してきたことで公共交通の促進、利用促進の一助にはつながったものと考えております。

ご質問のとおり、高校生等をお持ちの保護者の方全てを助成対象とした場合には、公共交通を利用されている方と自転車や徒歩等で通学されている方において、その算

定方法やこれまで助成対象となっておりました方々との整合性を図りながら、一定の公平性が必要であると考えます。また、全ての方々を対象とするための財源の問題等、実現には様々な課題が多いものと考えております。

しかしながら、本町の未来を担う子供たちの健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るためにも、様々な支援策を講じることは大切であるとも認識しておりますので、多様な視点を持って必要に応じて研究してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）
 宋戸一博君。

1 番 （宋戸一博君）

これは施政方針の後に追加した一般質問なんですけれども、理由は、私自身が高等学校の通学応援事業、予算でも570万円ぐらいだったと思うんですけれども、それが計上されていて、この目的というのは、あくまでも高校通学者の支援、家庭への支援だという認識でずっといたんですよ。

ただ、町長の施政方針のほうで家庭の方の支援のほかに定住化の促進に寄与するとか考えるということが入ってしまっていて、それであれっと思ったんですね。これは定住化のことに寄与しようということは、結局大和町にこういう補助があるからいいなということに住み続けようとか、あくまでもそういうことを狙った施策なのかどうかということを改めてお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
 暫時休憩します。

午前11時47分 休 憩

午前11時48分 再 開

議 長 （高平聡雄君）
 再開します。
 答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大変失礼しました。今、議員、定住化という表現、ちょっと私、それがどこだったかなと思って、施政方針では、子育て世帯の家計の負担軽減を図ってまいりますという表現で、定住化というのは。

議 長 （高平聡雄君）

一旦、町長、お戻りください。

再度、質問をしてください。宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

施政方針の後にこれを追加した理由というか、それは結局高等学校通学応援事業の趣旨というか、意図というものが、私は子育て世帯のそういう家計支援というふうに認識したんですけれども、施政方針の中でこういったことをやっていますということで町長が示されたんで、そこの内容をちょっと調べたら定住化促進の寄与ということも目的に入っていたんで、それでこの質問をさせていただきました。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この目的というのは、もちろん、子育て支援というのが、応援ということでございます。定住化という表現がちょっとよく我々、結果としてそのことが定住化にもつながるといふ大きな何と申しますか、考え方をすれば、そういったことにもつながっていくというふうには思います。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

定住化につなげるということであれば、ほかのことでもいろいろあると思うんですけども、実際公共交通機関の定期代の1万円以上超えた部分についての割り分で町が負担するという事業が、これは決して定住化につながるかなと。どうしてかとい

うと、大和町でどれだけ公共の交通機関を使って移動する人がいるかという実情ですね。これはしゃれにならないですけれども、仮にJRを使った人なんていうことを出したら笑われるだけで、駅がないんですから、それは別としても、実際問題、大和町の場合、本当に定住化促進をするのであれば、結局、少なくともこの公共の交通機関という、そういう文言でなくて、もっと踏み込んで、やはりそれこそ平等にというか、どの高校に行くお子さん方に対しても何らかの形の支援ができないかというふうに考えるべきだと思うんですけれども、いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

支援の方法はいろいろあるというふうに思っております。先ほども申しましたけれども、いろんなご提言もございました。そういったことについてはいろんな視点を持ってやっていくということは申し上げたところでございますし、現在はこういった形でバスについて支援をしているところでございますが、このことについて今後、こういった形があるのかということは、この施策に限らず、子育ての応援をするという部分でそういったことはいろいろ考えていかなければいけない、これで終わりというか、そういうことではなくて、常にそういったことについて町で応援できることは何か、そういったことについてはいろいろ常に考えていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

これは例の話になって申し訳ないですけれども、ちょうど私、3年前からたまたまなんですけれども毎年、中学3年生のお母さんから、利府高に行かせたいんだけど町から助成がないと。昔は大郷経由でバスがあったんですけど、バスがないのは本人の理由でないにしても、それがいないために助成を打ち切られたんだという話を最初の年、聞きました。そのお子さんはどうしたかといったら利府高に進んだそうです。去年も同じような話があって、去年は、そのお母さんが私が議員だと知っていて

来たんで、そのときは高校を2つ選択していたんでそのうちの一つが利府高校だったんで何とかならないだろうかという相談を受けて、でもそれはそれで私は詳しく中身をよく分かっていないんで、なかなか議員になったから自分がどうこうできることでもないのかなと思っていたんですけども、その方は結局違う高校を選んで大和町から引っ越しました。

今年はずっとリアルなんですけれども、同じ相談を受けた子がいて、結果は利府高校に入りました。ただ送迎が必要なので、大和町に住んでいたんですけども自分のお祖父さんの実家が富谷なのでそこでお祖父さんに送ってもらえるんでそこに行って、その子はうちの会社で今アルバイトもしているんで間違いなく行っているんですけども、そういう形で別に利府高校がどうということもないんですけども、やはりそういうことで困っていると。

さらに大きい問題は、進学させるというのは非常に大切な問題なんで、それが交通費の援助がある、ないによって進学先を変えるとか、それだけの理由ではないと思うんですけども、ひいては引っ越さざるを得なくなったということであれば、さっきの定住化の促進ということから外れていくんじゃないかなと。

だから、そういった声があるということも一つ考えてもらいたいと思うんですけども、いかがですかね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

公共交通機関といいますか、そういった交通についての課題は、町としてそういったいろいろな形で認識はしております。そういったことでありますので、こういった応援体制とかもやっているところでございますが、まだまだ、何ていうか、全てにということでない部分もあるかもしれません。

利府高校の件ですと、例えばこういうケースがございました。デマンドバスで大郷まで、そして乗ってもらうとか、そういった方法もありますので、全てができるかどうかということはあるんですけども、それでご相談をいただければ、いろいろ町としても何といたしますか、いろんなケースの紹介とかそういったこともできますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (高平聡雄君)
宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

別に町長のお話の揚げ足を取るわけじゃないですけども、デマンドバスというのは、あるということとそれが利便性があるかというのは別なんで、実際利用していくということが可能だったらそれをしたと思うんですけども、物理的に行きはよいよい帰りは怖いみたいなもので、帰りには絶対に帰ってこれないような時間帯のデマンドバスなんです。それはいいとして。

最後になりますけれども、この一般質問をさせていただいて今回、町長からいただいた答弁の中で、これは非常に勇気もらったというか、ありがたかったんですけども、本来の未来を担う子供の健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るためにも、さまざまな支援策を講じることは大切であると認識しておりますので、多様な視点を持って必要に応じて研究してまいりたいと考えておりますと最後、結びがありましたので、ぜひともこの件に関して、それから先ほどになりますけれども都市計画税の件に関しても、こういった視点で取り組んでいただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)

以上で宍戸一博君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時58分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。10番渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

年を取るの早いもので私も73、あと2年したら後期高齢者になると。そんな中

で、これは一度質問しておかなければならないなという使命感を持って老人クラブの助成拡大をという一般質問をさせていただきます。

大和町の人口は、現在、微減しているものの、今後、住宅地開発に伴い、当面は増加の推移と聞いております。その中で団塊世代の高齢化が進み老人人口は増加しております。

このような中で、老人クラブの活動はとても大切な役割を担っていると思っております。しかしながら、一部地域では老人会への新規入会者減やその他運営上の困難により活動を停止する地域が出ており、今後、このような地域が増大することになるかもしれません。

このことから以下の点について伺います。

1 要旨目、老人会への入会を促すような奨励策を講じられないか。例えば入会者への入会報奨金など経済的側面での後押しなど。

2 要旨目、老人クラブ運営事業費補助金の増額を。

3 要旨目、補助金使用目的の緩和によるクラブの事業活発化についてお伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの老人クラブの助成拡大はの質問についてお答えいたします。

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり及び生活を豊かにする楽しい活動等を行うとともに、知識と経験を生かし社会活動に参加することで、自らの老後を健康で実り豊かなものにするための自主的な組織であります。

全国的に活動されている老人クラブは、発足当初から健康、友愛、奉仕の全国三代運動として、明るく豊かで活力ある高齢社会の実現に向けて取り組んでこられ、高齢者が人口の4人に1人を占める今日において、老人クラブ活動に対する社会的な期待は大きくなっており、大和町内でも各地区で組織され活動を行ってきておりますが、単位老人クラブ数、会員数につきましては減少しているのは事実であり、このことは当町だけではなく宮城県内、さらには、全国的に見ましても、同様に会員数は減少傾向でございます。

その会員数の減少の原因としましては、現会員の高年齢化等による退会や老人ク

ラブ自体の活動の休止、さらには、新規会員の不足によるものと考えられます。

単位老人クラブには、おおむね60歳以上の方であれば誰でも入会できますが、昨今の社会情勢の変化により、60歳を過ぎてもこれまで培った知識や経験を生かし生きがいを持って多くの方が働いておりますので、新規入会者の獲得は難しい状況にあると伺っております。

そのような社会情勢ではございますが、1 要旨目の老人会への入会を促すような奨励策としましては、個人一人一人に対する奨励支援ではありませんが、公益財団宮城県老人クラブ連合会では、会員増強運動を推進するための奨励金の交付事業を行っております。

その事業は、新規で老人クラブを設立するときや解散した老人クラブが再度、結成された場合に、定額の奨励金を交付する内容であり、市町村の老人クラブ連合会を通して申請いただくものとなっております。

新規会員の入会に関わります啓発等の運動につきましては、町老人クラブ連合会事務局であります町社会福祉協議会と協力、調整しながら、今後も進めてまいります。続きまして、2 要旨目につきましてお答えいたします。

令和4年度当初に、老人クラブ運営費補助金として申請がありました単位老人クラブには、適正老人クラブ、これは会員が30人以上でございますが、適正老人クラブが35団体、小規模老人クラブ、会員数が30人未満の小規模老人クラブが5団体、合わせて40団体でありました。適正老人クラブには5万3,840円、小規模老人クラブには3万6,000円、さらには町老人クラブ連合会には60万円の運営費補助金を交付しており、それぞれにおいて活動していただいております。令和4年度以降においても、同様の運営費補助の支援を続けてまいります。今後、他町村の状況を見ながら研究してまいります。

3 要旨目についてお答えをいたします。

各単位老人クラブに交付しております補助金につきましては、宮城県の高齢者保健福祉関係事業費補助制度を活用しており、その補助金の対象となる活動の内容としては、社会奉仕活動、老人教養活動、スポーツ振興活動の3つの活動事業に制限されており、他の事業への利用は認められておりませんので、事業の実施に当たっては、毎年、補助金の申請、実績報告をしていただく際に各単位老人クラブへお知らせし、ご理解をいただいております。

今後も町社会福祉協議会と協力体制を整えながら、単位老人クラブの運営推進を考えていくとともに、高齢者の方々が安全、安心してその地域で支え合いながら住み

続けるような地域づくりを続けてまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

今、町長からとても丁寧な答弁を頂戴いたしました。

ただ、この答弁をいただいて今、私的に思うんですが、これで今まで老人クラブが衰退をしてやめていくところが出てきている、それを今の町長のご答弁で止められるのか、その辺について、町長、どういうご所見でしょうか。今のご答弁で衰退していく老人クラブが止められるのかどうか、これで止められますかね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

老人クラブの衰退という言い方がどうなのか、いろいろ考えたかと思いますが、今、老人クラブに参加する方といえますか、につきましても、先ほど申し上げましたとおり、60歳以上の方からが対象にはもちろんなるんですけども、現社会におきましては、通常の、通常のといえますか、働き方改革とか、そういった中で65歳まで定年を延ばしていこうという時代、またそれ以降もですね、何ていいますか、健康寿命が伸びているといえますか、そういった中で老人クラブ活動とはまた別の活動をする方も増えてきている社会になってきているというふうに思っております。したがって、老人クラブの活動につきましては、人がなかなか入ってこないとか、そういった現状があるというふうには私も認識しております。

そういった中での今後の老人クラブとしての活動になってまいりますので、おっしゃるとおり、そういった金銭的な応援ということももちろん、あるというふうに思いますが、組織の考え方というか、活動の仕方というか、そういったものにつきましても随分考え方が少し、随分といえますか、変わってきているんだというふうに思います。

老人クラブの活動というのは非常に大切なことだというふうに思っておりますし、

そういった今、一生懸命やっておられる方の活動につきましても、本当に敬意を表するところがございますけれども、そういったところも含めて考えていく必要がこれからあるのではないかと、老人クラブの活動の方法についてですね、そのようには感じております。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

今の町長のお考えもとてもよく理解できます。ただ、気持ちだけでは衰退を止められないと申しますか、もう既に婦人会が消えていこうとしています。さらに老人クラブが消えていって、引きこもり防止とか、もちろん、ほかにたくさんいろんな手だてで総合的にやっているわけではございますけれども、その中でも老人クラブが担う役割というのは大きいものがあると思うんですね。それを止める対策は、何らかの対策は打っていかなくちゃいけないんじゃないかと。気持ちだけでは止められないというところがありますので、小さなところからなんですけれども、今日は焦点を大和町老連とか、それから地区老連とか、その上部団体のほうはちょっと置いて一番末端の老人クラブというところに焦点を当てながら議論したいと思うんですけれども、やはり老人会に入って個人的に何かメリットないのかなと、そう考えるんですね、入ったら何かメリットあるかと。例えば入会金1,000円、3,000円とか、そういう金額は置いてですけれども、そういった金銭的なもの、それから高齢者タクシーの助成を1,000円プラスするとかですね、i c s c a 1,000円プラスするとか、それは不公平につながるのかどうか分かりませんが、何らかの知恵を出していくと。そして、歯止めをかける。そういったような何らかの手を打つということについて町長、いかがお考えですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

単位組織というんですかね、そういった形で活動することについて、入った方のメリットといったときに、いろんなメリットがあると思います。金銭的なものについ

ては、入ったから金銭的に余裕があるというものでもないですし、入会とか、そういったことについてのメリットと言えるんですかね、後は入ったとき、入ってから、何といたしますか、入ったからよかったなという充実感というんですかね、そういったものが大事なんだというふうに思います。入ればいいというものではなくて、その後の活動ということになってくるというふうに思います。

そういったときに、例えば金銭的な、先ほど県の施策にもあるわけですが、そういったものについての支援といたしますか、そういったものというのも一つだというふうに思っています。

今、地区によっては、独自の資金源を設けているところもあるというふうに聞いておりますし、これまでもそういったやり方があったんだというふうに思っています。

ただ、組織を運営するに当たっての経理的なといったらちょっと大げさかもしれませんが、そういった部分についての役割を担う人がなかなかいなくなったりとか、そういったのは敬老会に限らず、老人クラブに限らず、どここの組織でもそういった課題はあるんですが、そういったところについての課題もあるというふうに思いますので、そういったものについての応援といたしますか、それが金銭なのか、人的なものなのか、応援をしながらその内容が充実した組織活動ができるというような支援、それが金銭のみならず、いろいろあるというふうに思いますが、そういったことを一生懸命考えていかなければいけないだろうなというふうな思いはございます。

議長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)

古い地域、それを従来地域と申し上げたらいいのかどうか、よく分からないんですが、古い地域ではもう60歳になったら強制的にという部分はあるかと思うんですね、そういう歴史があってそういうふうに来てると。

ただ、私が住んでいるのは団地なんですけれども、団地では、60歳以上になられてもかなり入会率が悪い。そして、若い人たちが入ってこないもんですから、もう75歳を過ぎてしまっている老人クラブになっていると。もうそろそろ年齢的にということで解散が視野に入ってきてしまっていると。そういうことでもう危機的状況になっているわけです。団地ですから60歳以上の対象者の方はたくさんいらっしゃるんですね。けれども、見向きもしてくれないというか、なかなか募集するんですけれども成

果が上がらない。

そういった中で、このままではいずれ解散しなければならなくなってしまう。そういう事情があつて個人を応援できないかという今、町長に問い合わせをさせていただきました。ここは今回よい答弁いただかなくてもいいんですけれども、少しずつさらにお考えを継続していただきたいというふうに思います。

1 要旨目については、以上で終わります。

2 要旨目ですけれども、補助金の増額についてということで町長から答弁いただきました。適正老人クラブで5万3,840円、小規模については3万6,000円という答弁を頂戴しましたけれども、この補助金というのは、県からが100%の金額なんですか、それとも町で上乘せしている部分があつてその合計でこの金額になっているのか。もし2つに分かれているとしたら、その内訳をお教えいただきたいといます。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
先ほど申し上げました補助金につきましては、県と町でそれぞれ県が3分の2、町が3分の1という割合で補助をしております。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)
そうしますと、先ほど答弁いただいたのでは社会奉仕活動、それから老人教養活動、スポーツ振興活動、3つの活動事業に制限をされているというご答弁を頂戴したんですけれども、それは3分の2がそれで、3分の1が町長が出しているわけですので、この該当にはしないという解釈でよろしいでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
再度、質問してください。渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

5万3,840円、3つの事業にしか使えないということですが、これは答弁でいただいたのは、宮城県の補助金だから3つの事業に制限されていてそれしか使えないという答弁をいただいたように私は受け止めました。県から100%の補助金であれば100%をそのように使わなきゃいけないんですけれども、町が3分の1を出しているんだったら、その3分の1は県の使い道と同じようにしなくてもいいんじゃないのかなと思うんですが、それをお尋ねいたしました。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この補助制度につきましては、県と町で出しているわけですが、この補助についての考え方が町も県も含めてさっきの3つの活動事業というものに使ってくださいというものでございますので、町が3分の1を出しているから、3分の1は自由にこの3つの事業以外に使ってもいいのかというと、そうではなくて、同じように考えていただいて、トータルの金額について3つの事業についての利用をお願いしますというような補助制度でございます。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

理解しました。3分の1だろうが、県と同じように枠は決められているというのは理解をいたしました。

適正老人クラブ、行政区の老人クラブですが、非常に使い勝手が悪い、何とかしてくれと。もう縛られているから、ましてや今、コロナで使えないと。請求しても次はもう返すことを考えなきゃいけない。そういう細かい作業をすると、年齢がいつているかどうか、それは分からないんですけれども、役員の受け手がいないと、そういうことにもつながってしまうというふうにも聞きました。

これは県の補助金であれば、もう致し方がないと思うんですが、5万3,840円にさらに老人クラブが使い勝手のいい補助金の上乗せというのは考えられないものでしょうか、今後の話です。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在はそういった形でやっていたいでいる状況でございます。

先ほど1要旨目にもあったところともちょっと絡んでくるのかもしれませんが、まず入会するために入会金がネックなのか、それとも活動する内容がネックなのかといったときに、この2要旨目、活動の内容になってくるんだというふうに思います。その中でそういった現在の補助金を使えば、そういった規制が非常に大きいということで、先ほども言いました地区によっては独自の財源でやっているところもあるところがございますが、いろんな場所、地区によって事情はあるんだというふうに思います。

活動についてできないんですかということはないというふうに私は考えますが、今、制度的にはまだありませんけれども、そういったことについてはいろいろ老人クラブの方々とどういったものを、何でもかんでもというわけにはまいりませんので、どういったものだったら有効なのかというか、そういったものはいろいろ先ほどお話ししたところがございますが、いろいろ状況を聞きながら研究はしてまいりたいというふうに考えております。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

老人クラブの会長さんに聞きますと、補助金の使い方が難しく、それから会の親睦とかそういったのに使えるお金、なかなか厳しいという中で、会員の負担を求めて事業をやろうとすると、ますます人が集まらなないと、このようなことも聞いております。

もう一つ、私もちょっと疑問に感じるんですけれども、この老人クラブ、適正老人クラブですけれども、5万3,840円申請をして補助金をいただいて、上納金というふうに呼ばれているんですけれども、これを幾ら大和町老連に差し出さなければならぬか、町長ご存じですか。

それから、地区老人クラブ連合会、地区老連に幾ら上納金を出さなきゃいけないのか、ご存じでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
上納金という言い方、上部クラブに会費として出すということだと思います。すみません、私、ちょっとそこは把握しておりません。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

地区老人クラブの中では上納金、上納金という言葉を使っています。もちろん、会費のことです。会費ですけれども、自分のポケットから出すのかということではなくていただいた補助金の中から会費を出すと。それが結構高額なんですね。5万3,840円を頂戴して大和町老連に1万8,000円を会費として出さなきゃいけない。それから、地区老連から2万8,000円を頂戴するんですけれども、1万円を地区老連に出さなきゃいけない。そうすると、かなりのパーセントを、パーセントを私、計算していませんけれども、かなりの額を、上納金と言わせていただきますけれども、会費を出してその残りで会の運営をしなければならない。ますます足りない。もちろん、地区労連、それから大和町労連があってそこでいろいろやってもらって自分たちの会もある、それはもちろん、当然のことと受け止めてはいますけれども、ただ、自分たちが運営するには、やっぱり上納金を出してお金が少なくなっている、やりづらい。しかも、足かせがついて使いづらい。親睦とか、そういったのに使えるお金が全然なくてますます会の求心力がなくなると、こういうような側面を持っているんですけれども、この上納、それから末端の老人クラブへの補助金を増額させる必要性について町長、何か必要性は感じませんか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町連合会のほうには町のほうから60万円という補助を連合会にはしております。そして、連合会から各地区、5地区ですか、地区連合会というんでしょうか、そこに5万円ずつ連合会のほうから補助をして、またその地区から補助がなされているんだというふうに思っておりますが、いわゆる上納金といいますか、そういったものは昔からそういう制度的にあったのでそれがいいか悪いかということについては、いろいろご意見もあるというふうに思っております。

ただ、その中で時代に合っているかどうかという、時代にといいますかね、そういったことについてはいろいろ考えていく必要があると思いますので、連合の運営の仕方とか、地区連合の運営の仕方とか、そういったことがあると思いますので、一概にいい悪いという判断はなかなか難しいかもしれないけれども、その地区の状況とかによって在り方がいろいろ課題があるということであれば、検討するというのも一つの方法ではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

大和町労連、あるいは地区の労連、この活動とそれに対する会費を納めること、このことについては、私は何も批判するものでもなければ何の異論もございません。そういうことではなくて、ただ、一番下の老人クラブが、やっぱりお金が足りないねということを町長にお伝えしたい、そういうことでの質問でございます。

もう一回だけ、しつこいんですけれども、要するに今、使用用途を3つに決められています。それから上納金もあります。非常に苦しいというところで末端への補助金制度、補助金、違った形で補助金が出せないかという質問を1回させていただきたいと思います。今の3つの中の3分の1の補助金を上げてもらっても結局使い勝手が悪いんで、使い勝手のいい補助金が検討できるかできないか、検討いただけるかどうか、ご答弁いただけたらと思います

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在やっている補助金につきましては、そういった一定の決まりの中でやっている状況があります。そのほかに60万円という連合に行っているお金、また、配分といえますか、補助を間接的にやっているところでございます

また、活動の中で縛りが多い中で、今までもいろんなご苦勞とか工夫をされてやってもらっているというふうに思いますので、もちろん、そういった敬意は表したいと思いますけれども、今後の活動についてその地区地区で事情も違っている状況もあろうかと思えます。どの地区だけ、この地区だけということは、そういうわけにはいかないと思いますが、例えばこういった事業をするのであれば、こういった応援ができますよとか、考え方の一つですね。そういったやり方とか、一律にやるというのがどうなのか、ちょっとその辺はやり方は分かりませんが、そういったことに考えられないということはないと思います。活発に活動してもらうためにそういった応援するということは大事なことだというふうに思っていますし、自主的にご自分たちの組織で活動してもらうということは、これからもこちらをお願いしたいところがありますので、そういった考え方はできることはできると思います。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

敬老会行事、それからいきいきサロン、こういったのもございまして、ただ、いきいきサロンですと、大体会長さんは行政区長さんかなと思うんですけども、そうしますと、町が別ですので全く金は統一運用はできない、こういうふうなことにもなりますし、いろいろとまたお考えをいただいて老人クラブの衰退防止、これにお考えをいただきたいと思えます。これで1件目の質問を終了します。

2件目に移ります。町民バスのJCHO仙台病院延伸を。

町民バスは、現在、バスターミナルと宮城大学を11便運行しております、宮城大学へ通学する学生さんの利便性向上は好ましいものですが、通学や下校のない朝夕以外の時間帯も宮城大学まで運行することは一考を要するのではないのでしょうか。

JCHO仙台病院まで延伸すれば、町民の通院利便性の向上を図られることとなり、さらには収益拡大になるのではないのでしょうか。

1 要旨目、令和3年9月議会で同様の質問に際し、仙台保健福祉専門学校前から JCHO 仙台病院まで直通ルートと乗換えによるルートがあることから、まずはバス会社に対して増便を要望するとの答弁をいただきましたが、果たしてそれで通院者の利便性は向上すると言えるのでしょうか。

2 要旨目、バス会社が、仙台保健福祉専門学校から JCHO 仙台病院を経由する理由は、大学や専門学校の学生さん、そして、JCHO 仙台病院を利用する方々が、泉中央駅への移動目的と思われる。ゆえに町民バスの運行が民業圧迫とはならないのではないかと。そして、町は仙台市やバス会社と町民バスの JCHO 仙台病院乗り入れ協議をできるのではないのでしょうか。

2 点お伺いをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの町民バスの JCHO 仙台病院延伸をについてお答えをします。

初めに、1 要旨目のご質問にお答えします。

現在運行しております町民バスは、小野、もみじヶ丘、杜の丘地区から黒川高校への通学利用者が多いことや、宮城大学へ通う学生の利便性も考慮し、定時定路線として、吉岡地区に集中する商業施設や医療施設、公共施設を結ぶ交通手段を確保するため町内で運行しているもので、他市町村間の移動は乗り継ぎを基本に民間の路線バス等を利用いただくことを前提にしているものです。

令和4年5月に町民バス及びデマンドタクシーに関するアンケート調査を実施いたしました。無作為抽出によります1,000名の方へ郵送し、323名の方からご回答いただきました。

その中では、泉中央駅方面への乗り入れ、富谷市や仙台市内中心部の医療機関をつなぐバスや交通費の助成等の要望がございましたが、ご質問の JCHO 仙台病院への乗り入れについてのご要望はございませんでした。

町といたしましては、引き続き民間企業業者運行のバスの増便ダイヤやダイヤ改正の要望を行っていきたいと考えております。

次に、2 要旨目についてお答えします。

ご質問の民間バス利用者と町民バス利用者の利用目的が違うため、民間経営を圧迫しないのではとのご質問と推察いたしますが、自治体が運行するバス路線を設定する際には、民間事業者の意見を聞き運行することとなっており、目的に相違がある場合でも、基本的には民間事業者が運行するバス路線と重複しての乗り入れにつきましても、民間経営の圧迫になる可能性がありますので十分な協議が必要になってくるものと考えております。

また、今回のJCHO仙台病院を含め、新たに町民バスを他市町村へ乗り入れする際には、民間バス全体の運行状況やニーズ、費用対効果等を含めた検討も考慮する必要があるものと考えております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

絶対やらんというふうに受け止めてしまうような答弁をいただいていたけれども、朝夕の宮城大学への乗降者、お客さんは、宮城大学に通学をされる方である程度、いらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。しかし、通学時間帯の終わった中での宮城大学から乗車される方、正確な数は求めません。いる、いない、かなりいる、少ない、この辺でご答弁いただければと思うんですが。

もう一つは、もみじヶ丘の団地を経由しますと、あとは宮城大学まで停留所なしに行くわけですけれども、そのもみじを過ぎてから宮城大学まで通学時間帯を除いて乗客がいる、いない、少しいる、たくさんいる、この辺でご答弁いただけますか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。毎日乗降調査ということではないものですから、今、調査した数字といたしますか、推定も含めてになりますが、令和4年度の第1回乗降調査という調査をしております。6日間しております。これ1日の人数になるわけでございますけれども、宮城大学の乗車が18人で、降車が15人、

18人、15人。第2回目につきましては、乗車が21人で降車が39人、季節によったり天候によったりしても違いがございますので一概にこれが全てかということではないところでございますが、乗降者区間中の宮城大学バスの停留所利用割合というのは、路線にすると13%ほどということでございます。人数的にはそういう人数の把握の仕方をやっております。

議長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10番 （渡辺良雄君）

今のご答弁ですと、ちょっと分からないですね、時間帯によってどれぐらいというのは、第1便ではこうだったけれども2便、3便ではどうなんだといったときに、ちょっとご回答の中では分からないと。

ただ、推定で申し上げてはいけないんですけれども、学生さんいなくてあそこまでは走って宮城大学で降ろされてどこに行くかといったときに、町民の方がもみじ過ぎてから大学まで乗っていくというのは余り考えられない。それから、通学時間帯を外したときに、宮城大学から乗ってバスターミナルまで来る町民の方、いるとは余り思えない。それは今、推定で申し上げて誠に申し訳ないんですけれども、今、ご答弁をいただきましたけれども、北に向かつては医療施設までと今、答弁、書いてあるんですけれども、南に向かつては医療施設までとないんですよ。大学でストップ、大学からJCHO仙台病院までタイヤ、半転がりじゃないですか。コスト的にほとんど変わらない中で、何であそこで終わらせるのかと理解できないんです。せっかくだったらあと五、六百メートルですか、バスを走らせていただいて、そうすれば、調査ではいらっしゃらないというふうに、230人の方からご回答いただけなかったということですが、しかし、現実に私のほうには要望が来ていますので、その方々は通してほしいという要望は持っておられるんですけれども、利便性というか、民業圧迫というところで答弁いただきましたけれども、あくまでも宮城バスはあその専門学校の生徒さんを泉中央に運ぶ、あるいはJCHO仙台病院の病院利用者の関係者の方々を泉中央まで運ぶ、それが主目的であって、私たち町民が宮城大学で降ろされて夏の暑いとき、あるいは極寒の冬にあそこで降りてそこからバスを待って、そして乗っていけど。それはないでしょうと私は思ってしまいうんですね。免許証を自主返納された方ですとか、病院に通う方ですので、私は幸いにしてまだ病院に通っていません

けれども、病院に通われる方を思えば、バス会社、あるいは仙台市と協議いただいてあそこまで走らせてもコストはそんなに変わらないんじゃないでしょうか、いかがでしょうか、町長。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

コストということですが、あそこまで行っているのということだというふうに思います。コスト的な問題ということはもちろん、あれなんです、先ほども言いましたけれども、民間のバスが通っている路線になります。それで、民間の方と当然、いろいろ打合せというのは出てくるということですが、基本的には民間の方からすれば、その路線については、民間は民間で頑張っているのだから任せてほしいというのが一つあるというふうに思いますし、あと、お話の中では、そうであれば、例えば民間でバスを出すので町のほうで金銭的な応援をしてくれないかとか、その路線についてですね、そういったご意見もあるところですが、あるところがございますというか、そういった考えもあると思います。そういったことですので、このことについてはお話もよく分かるわけですが、やっぱりそういった一つのルールといいますか、それもあつてございますので、民間の方々とよく話をしながら、どういったことなら可能なのか、どういった方法ができるのかということについては、いろいろ相手がいることですので、相手といろいろ話し合いをしながら考えていかなければいけない課題だというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）
以上で、一般質問を終了いたします。

議 長 （高平聡雄君）
以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。再開は午後2時とします。

午後1時49分 休憩

午後1時58分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、6番犬飼克子君。

6番 (犬飼克子君)

3月定例会最後の一般質問になります。もう少々ご辛抱よろしくお願ひいたします。

初めに、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

がん教育についてでございます。厚生労働省によると、がんは、昭和56年から我が国の死亡原因の第1位であります。がん対策は、これまで様々な取組により進展し、一定の効果を収めてきました。

しかし、がんは依然として生命及び健康にとって重要な問題となっております。国では、がん検診受診率50%の達成を目指し、取組を行っております。平成24年6月、新たにごん対策推進基本計画を策定し、がん教育の推進が盛り込まれ、がんの予防や治療に対する正しい知識を子供たちに教える取組が全国で広がっております。

そこで、以下の点について伺います。

1、がんに関する教育についてどのように行っているのでしょうか。

2、がんに対する教育の拡充のため、医療専門家や闘病経験者を招いての授業を行うてはどうでしょうか。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

それではよろしくお願ひします。

それでは、犬飼議員のがん教育についてのご質問にお答えをします。

初めに、生涯のうち、国民の2人に1人がかかると推測されるがんは、重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身につけておくべきものとなりつつあります。

がん対策基本法の下、政府が策定したがん対策推進基本計画において、子供に対しては健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい知識を持つよう教育することを目指し、5年以内に学校での教育の在り方も含め健康教育全体の中でがん教育をどのようにするべきかを検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とすることとされました。

このようながん教育をめぐる状況を踏まえ、文部科学省において、学校におけるがん教育の基本的な考え方についての取りまとめを行い、がん教育の定義、がん教育の目標、がん教育の具体的な内容を示し、がん教育の実施に当たっては、がんという専門性の高さに鑑みてがんの専門家の確保が重要であるとし、外部講師の確保についても述べられています。

がん教育の具体的な内容としては、がんとはがんの要因とがんの種類とその経過、我が国のがんの状況、がんの予防、がんの早期発見、がん検診、がんの治療法、がん治療における緩和ケア、がん患者の生活の質、がん患者への理解と共生などが例示されました。

1 要旨目のがんに関する教育についてであります。現在の各小中学校でのがん教育の取組状況については、小学校では高学年、5年生か6年生、中学校では2年生か3年生の保健体育の授業において2時間前後実施しております。

内容については、小学校では、生活習慣病の予防を学習する中で、がんについて確認したりがんの予防について学んでいます。

中学校では、飲酒、喫煙、生活習慣などの発がんのリスク、3大疾病、がんの死亡率について、あるいは生活習慣病について学習する際に、日本人の死因の第1位であるがんと生活習慣病との関連性に触れ、がんという病気の特徴や発病の要因、検診等の予防策についてなどを学習しております。

次に、2 要旨目の医療専門家や闘病経験者を招いての授業を行ってはどうかについては、町内の小学校において、喫煙と肺がん関連の学習で学校薬剤師を招き授業を行っている学校もあり、がんという専門性の高い学習であることから、専門家の指導について情報交換などを行い、各学校の実践につなげていきたいと考えております。

議長（高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

まず最初に、ご答弁の中で小学校でも高学年の5年生か6年生、中学校では2年生か3年生の保健体育の授業において2時間前後、このがん教育を実施しておるといってお話でありましたが、これは小学校と中学校、合わせて2時間なのか、それとも小学校だけ2時間、中学校も2時間なのか、ちょっとその辺をお聞きます。

議 長 (高平聡雄君)

上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

失礼しました。小学校、中学校、共に2時間程度というふうなことです。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

2時間ずつしっかり勉強していただいて、本当にありがとうございます。

まず、小学校では5年生か6年生、中学校では2年生か3年生、保健体育の授業ということで、実は先進国の中で日本だけががんの死亡数が増え続けているという報道があります。がんの死亡数が増え続けているのは、先進国では日本だけという報道があります。本当に欧米とか、先進国の諸外国では死亡数が減っているのに、なぜか日本だけが増え続けているという現状であります。

医学の進歩で乳がん、胃がんと大腸がん、子宮頸がんなどの一部のがんでは、早期発見、早期治療が可能となってきております。また、がんの予防ワクチンなども開発され、子宮頸がんワクチンとか開発されて、昔はがんになると助からないと思われてきましたが、今は、がんは治る病気になって、今度は治る人と治らない人で情報格差といえますか、情報の格差の問題が起きてきていると思います。

こうした事態を防ぐためにも、子供の頃にごんの正しい知識を得ることの重要性が大事だと思いますが、教育長、この辺、どのようにお考えでしょうか。

議長 (高平聡雄君)
上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

確かに学校でどのような教育、あるいは情報を伝えるかによって、子供たちの情報量なり生活の仕方に格差と申しますか、差が出ると思うんですね。ですから、やはり情報を正しく伝えるということは大事だろうと思います。

現在、日本の場合には、小学校の体育の時間の教科書があるんですね。それは教科書会社のほうで発行している教科書、5年生、6年生、体育の場合には、小学校1、2年生、3、4年生、5、6年生で指導内容が決まっております、複数学年のどちらを使うかは学校のカリキュラムによって変更できるんです。

中学校の場合には、1年から3年まで同じ保健の教科書があります。その中で、教科書の中で同じ内容を扱ってきますので、例えば大和町のお子さんであれば、どの学校でも同じ教科書を使って5、6年生、あるいは中学校の2、3年生で学習しますので、格差というものについては余り心配なく伝えていくかと思っております。

議長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6番 (犬飼克子君)

情報の格差がないということで安心いたしました。しっかりと教えていただいているということでよかったと思います。

がん教育は、将来のある子供たちのためでありまして、また子供たちの両親、また祖父母とか、そういう自分の身の回りの家族が、子供たちの両親などが、すみません、もう一度言います。

がん教育は、将来のある子供たちの両親などががんが発生しやすい年代であると思っております。子供たちから学校でがん教育を受けて、それを親との会話で、例えば親に検診を受けているのとか、そういう言葉があれば検診率のアップにもつながるのではないかと考えますが、この辺はいかがでしょうか。

議長 (高平聡雄君)
上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

確かに親子の会話の中で子供たちにそのような話題をお茶の間でやってもらったりすれば、保護者の方々も単にペーパーで知識を得るよりも、子供との会話の中のほうがなるほどなと思うと思います。

小学校の教科書なんですけど、例えばがんを予防しようというふうなことでがんについていろんなことを教えていくんですが、その中のがん防ぐための12か条というものがあるんです。1から12まであるんですが、がんの予防の部分ですが、たばこは吸わない、他人のたばこの煙を避けるとか、お酒はほどほどに、バランスの取れた食生活を、塩辛い食品は控えめに、野菜や果物は不足にならないように、適度に運動、適切な体重維持、ウイルスや細菌の感染予防と治療、定期的な検診、11番目が身体の異常に、12番目が正しいがんの情報でということ、これは小学校も中学校も同じ12か条を勉強しているんですね。この中に、今、議員おっしゃった定期的ながん検診という言葉も小学校の高学年の段階から子供たちは学んでおりますので、この辺を家庭の中で会話の中で伝え合うとよろしいかなというふうに考えています。

議長（高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6番（犬飼克子君）

生活の様々な部分から、また検診もしっかりと小学校の高学年から教えていただいているということで、本当に安心しました。やはりこの子供たちの周りの親族ががんで亡くなっていたり、また子宮頸がんの予防接種などの開始でがんは子供たちの身近な問題になってきていると思います。

コロナ禍で検診の受診率が下がって、本当に最近、亡くなる人が私の身の回りにも、また皆さんの身の回りにもいらっしゃると思うんですけども、本当にがんの末期で痛ましい、亡くなったという方が本当に多くいらっしゃいます。しっかり早目の検診が大事だと思いますので、本当に学校で教えていただいていることに感謝を申し上げます。この義務教育の間のがん検診の予防や大切さをしっかり学ぶことが、がん対策の最大の啓発活動になると思います。

2要旨目に移らせていただきたいと思います。町内の小学校において喫煙と肺がん関連の学習で学校の薬剤師を招き授業を行っている学校もあるということで、本当

にこの点もすばらしい取組をさせていただいているなという思いであります。

がん教育は、医療的な専門的な知識を必要としますので、やはり学校の教師だけでは対応し切れないこともあると思います。その場合は外部講師を招いて授業をしてもらうという、本当にほかでもこういうケースが多く見られます。

2020年にがん教育を実施している2万1,239校にアンケートを取ったそうであります。2万1,239校中に2,676校、12.6%の学校で外部講師を招いてがん教育を実施したそうであります。この大和町内の一部の学校でしょうか、町内の小学校もこの中に入ると思うんですが、やはりがんの経験者やがんの専門家、専門のお医者さん、また薬剤師、本当にこういう方々が来て勉強をお教えいただくということは、本当にありがたいことだと思います。ぜひ各学校の実践につなげていきたいと考えているということでしたが、ぜひ令和5年度の授業の中に組み込んでいただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

先ほどもお話を答弁書の中でしたんですけれども、文科省のほうからも、やはり専門的な方をお招きしての話を聞きなさいというふうな通知などもありますし、学校のほうでも実践している学校もあれば、学校には養護教諭もおりますので養護教諭は専門的な知識を持っているものですから、そのような養護教諭とのチームティーチングで授業を進めるとか、あるいは県のほうからも通知文として講師についての紹介なども来るんですね。そういうものを活用しながら、学校のほうで取り組むように今後話していきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

宮城県では、このがん教育授業について、平成27年に宮城県対がん協会へ委託する出前授業で活用が開始されていると聞きました。このような活用は情報として来ているのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

県のほうで取り組んでいる事業については紹介がありますので、ただし、紹介したからすぐにやりますではなくて、一応校長の判断で学校教育の中で取り入れるかどうかは判断していきますので、こちらのほうとすれば、お話ししていきたいと思いません。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

文部科学省では、このがん教育を行っている島根県の中学校の生徒を対象に、がん教育の有効性に関するアンケート調査を行ったそうであります。調査結果によりますと、がんは身近な病気であるかという質問に対して、がん教育を実施する前は、がんは身近な病気であると答えた生徒の割合は全体の29%だったそうですが、がん教育をした授業直後は、がんは身近な病気だと答えた生徒は78%まで上昇し、4か月後に同じ質問をしても71.7%の生徒が、がんは身近な病気であると答えたそうであります。やはりがんは日本人の多くの人が発症し、身近な人を含め誰もが発症する可能性のある病気で、がんは身近な病気だと思うという回答が多いということは、それだけがんに対する理解が深まってきたのだと思います。

大和町内の小中学校の生徒さんにその辺の理解が、アンケートとかは取っていないですね。どの辺まで理解が進んでいるかお聞きしたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

当然、学校の授業ですので授業後に評価というものを行いますので、各学校では、子供たちの理解度については評価をしております。

島根県の例がありましたけれども、やはり教育する、しないで大分差があるようなんですね、お聞きしますと。そういう意味で、大和町の子供たちについても理解度は高まっていると感じております。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

先週、町で行っているひだまりの丘での乳がん検診に、私自身もしっかり検診を受けないといけないというわけではないんですけれども検診に行ってきました。本当に多くの方が検診に来られていました。まずは、先生方とか、教育長もしっかり検診に行っていて、健康に留意をしていただいております。お仕事をさせていただくことをご祈念いたしまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

大和町のシティプロモーションの取組についてでございます。

地域活性化を目指して進められているシティプロモーションであります。近年は、SDGs、持続可能な開発目標に関わる取組として関心が高くなっております。少子高齢化が進み、全国各地で多くの自治体が本腰を入れてシティプロモーションに取り組んでおります。

本町においても、恵まれた自然といにしえからの歴史と文化の豊かな町の自慢や魅力を動画などで発信することが有効と考えますが、以下の取組についてお伺いいたします。

1、「殿、利息でござる」の舞台として吉岡宿をブランド化して町の魅力を広く全国に発信することを目的に、「殿、利息でござる」に関わりのあった方々を吉岡宿ブランド大使として委嘱してはどうでしょうか。

2、観光客はもとより、移住者や定住者の数を増やすため、町のPR動画の作成をしてはいかがでしょうか。

3、町の来訪者を増やすため、企業立地している町として、官民一体のビジネス関連のイベントなどの取組をしてはいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの大和町シティプロモーションの取組についてお答えします。

初めに、1 要旨目の「殿、利息でござる」の舞台として吉岡宿をブランド化して、町の魅力を広く全国に発信することを目的に、「殿、利息でござる」に関わりのあった方々を吉岡宿ブランド大使として委嘱してはについてでございます。

本町の魅力を広く多くの方々に周知するための大使といたしましては、平成8年度から継続しております大和町まほろば大使制度があり、本町の出身者やゆかりがあり町のよき理解者である方をお願いをしているところでございます。現在、6名の方に委嘱しており、首都圏を中心にそれぞれの自治体や勤務先等で交流誌の発行やイベントにおいて、本町の物産品の販売を通して町のPRを行っていただいております。

また、令和2年2月には大和中学校2年生にまほろば大使を委嘱し、5月の修学旅行で訪れた商店街などで町の魅力の発信を行いました。

吉岡宿をブランド化し大使としての委嘱につきましては、吉岡宿だけではなく、町全体の歴史や文化、豊かな自然環境を生かした地域ブランドのPRが必要であると考えておりますので、今後も活動を行っているまほろば大使を支援するとともに、町の魅力を全国に発信する方法として、町のホームページや公式ツイッター等を活用し、効果的に配信を行ってまいります。

次に、2 要旨目の観光客はもとより、移住者や定住者の数を増やすため町のPR動画の作成をしてはについてお答えします。

町のホームページに、町内の観光スポットや魅力などを紹介する動画ライブラリーがあり、動画サイト、ユーチューブにも外部リンクしております。

この動画ライブラリーは、宮城ふるさとCM大賞応募作品や町のイベント等を記録した大和動画ライブラリー、宮城ふるさとCM大賞には発表していないPR動画、大和町PRムービー、大和町の自然、歴史、地場産品を紹介する大和町観光PR動画、国恩記の史実を題材として作られた紙芝居を映した国恩記の9人の動画があり、それぞれ町の魅力を発信しております。

また、大和町観光PR動画につきましては、令和元年に作成したものでありますが、今年度、大和町観光等プロモーション事業により、観光分野に特化した大和町観光サブチャンネルを開設し、同動画及びショート動画の再生回数を倍加させる取組を行ったところです。

PR動画につきましては、町内の観光施設や自然などの魅力を多くの人に発信することができ、町の認知度が向上し、移住者や定住者の増加につながるものと考えて

おりますことから、今後、新たなPR動画への取組についても検討してまいります。

最後に、3要旨目の町の来訪者を増やすため、企業立地している町として官民一体のビジネス関連のイベントなどの取組をしてはございますが、宮城県企業立地セミナーにおいて、大和町の投資環境のPRはもちろんのこと、会場において地元食材を提供し、企業様参加の下、観光PRも含め3大都市圏である東京と名古屋で行っております。

このほか、ここ数年は新型コロナウイルスの影響により参加しておりませんが、平成29年から令和元年度まで東京ビッグサイトにおいて開催されましたセミコンジャパン、企業立地フェアにも独自で参加し、同様のPRをしているところでございます。

いずれも参加企業及び出展企業には地元立地企業も多く参加しており、情報交換も含め、お互いのPRに努めております。

また、地元企業と学校との産学官連携事業として、昨年度より実施しております黒川地域産業説明会や3月29日に実施予定の大和町オープンファクトリー、これは企業見学会でございますが、オープンファクトリーの取組について、報道機関を通して当町の雇用環境を発信してまいりたいと考えております。

今後も移住促進や雇用確保を図るため、立地企業との関係を密にして官民一体のビジネス関連イベントなどに取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6番 (犬飼克子君)

ご答弁に基づいて再質問をさせていただきます。

1要旨目の、本町でも平成8年度から大和町まほろば大使制度があつてお願いしているということでございます。6名の方に委嘱をしているという答弁でありましたが、一日警察署長もマスコミでも報道、あとテレビとか新聞でもお見受けいたしました。この6名の方、どのような方々か分かれれば教えていただきたいと思っております。

議長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

6名の方につきましては、例えば、以前、宮床ダムとかダム建設の関係でここに在住して、例えばアサヒナサブローのマスコットがございますが、ああいったデザインをしてもらいました方、今、この方は退職はされておりますが、ダム協会の理事か何かをやっておられるかもしれません。そういった方とか、あと、大和サミットが昔、昔って以前ありましたが、その大和サミットを計画してくれた、当時、小学生だったと思いますが、北川大和君ですか、今、この方は商社に勤めておりますね。それから、以前、大和町に疎開をしておられた方で石原さんという方でございますが、東京杉並にお住まいでございまして、この方が杉並でいろいろお祭りなんかあるときにですね、大和町の物産などを持っていってもらって販売をしてもらおうとか、そういったこともやってもらっておりますが、そういった方、あるいは大和町出身の方で以前から東京で宮城県の県人会なんかのまとめ役とか、そういった黒川県人会ですかね、まとめ役をやっている齋藤さんといいますが、そういった方々等々でございます。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

ありがとうございます。6人の方々、由緒ある、もしかしてご年配の方々もいらっしゃるのかなとお聞きいたしました。

1月に公明名取の議員団の皆様と栃木県の佐野市に視察に行っていました。佐野市では、佐野市及び佐野ブランドの魅力を広く全国に発信することを目的に、佐野市の出身者や居住したことがある方など佐野市に関わりのある方々、大和町みたいに佐野市に関わりのある方を佐野市のブランド大使として委嘱をしているそうであります。この方々には積極的に佐野市のPR活動に関わってもらおうとともに、個人的にも市のPRにつながる活動、SNSとかも発信してそういう活動もしていただいているそうであります。

そして、その中には有名な芸能人のダイヤモンドユカイさんとか、あと、このダイヤモンドユカイさんは平成23年に佐野市でシティプロモーションを始めた当初からPR大使を勤めていただいているそうであります。SKE48の名古屋市の栄を中心に活動している福士奈央さんという方もいらっしゃるそうであります。あと、rapperとか、松岡修造さんの物まねのこにわさんとか、あと、ロバート・デ・ニーロの

物まねのてるなどなどが佐野市のブランド大使に委嘱されているそうであります。

本町でも、「殿、利息でござる」にたくさんの有名な芸能人やオリンピック選手が出演していただきましたが、ちょっと畏れ多い話なんですけれども、大和町に関わりがあった方々に、ぜひこの吉岡宿ではなく大和町のまほろば大使として出演していた方々に委嘱をお願いしてみてもはいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

有名人といいますか、そういった方に委嘱のほうもあるんだというふうに思います。その有名人の方が、例えば地元出身の方であるとか、そういったつながりもあるかと思えますし、様々あるというふうに思っています。

「利息でござる」についてはいろんな方に関わっていただきました。そういった方々をお願いする方法もあるかもしれませんが、「利息でござる」は映画としてああいった非常にすばらしい内容でございますし、町の一つの大きなアピールポイントでもあるというふうに思っています。

大使とした場合にそういったポイント的にお願いする人もありましようし、先ほど、大和町の場合はいろんなゆかりがあつてということもありますので、頼む人、人選についてはいろいろ考え方があろうと思う。

有名人といいますか、そういった方についての場合は、いろんなつながりとかもあろうと思いますので、そういったものがどの程度、あつたらいいのかなという気もしますし、また費用の問題とかも出てくる可能性もありますし、やはり町を本当に知ってもらって、愛してもらってという方々に委嘱をして活動してもらうのが一番だというふうに思っていますので、そういったことを基本に考えてみたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

さらなる大和町のイメージアップと、ふるさと納税の増収に向けて一生懸命考え

させていただきました。

「殿、利息でござる」に関係しているかどうか、町から推奨状をいただいている洋菓子屋さんとかお店屋さんがあると聞いております。推奨状をいただいているお店屋さんは何店舗、また、職種も様々あるかと思いますが、何店舗あって現在、どのような取組をいただいているのか、お聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町の商品については、そういった推奨といいますか、毎年、選ばせてもらって数多くあるところでございます。

内容につきましては、観光課長からご説明申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

それでは、犬飼議員のご質問にお答えさせていただきます。

大和町の優良地場産品等の推奨品として町で認定する店舗数なんですけれども、大変申し訳ございません。店舗数までちょっと把握しておりませんで、その品数につきましては49品ということでございます。

その主なものとしましては、七ツ森そば、純米酒の七ツ森伝説、それから舞ちゃん舞茸、鶴巢そば、台ヶ森、伊達いわな、七ツ森ロール等でございます。こちら等につきましては町の推奨品として認定されますと、町の広報紙、ホームページ、あと、先ほど申し上げましたツイッターとかフェイスブックのほうにも上げさせていただいているところでございます。

そのほか、物産協会のほうの会員になられた方が限定になりますけれども、県庁におきまして物販、それから庁舎、各種イベントにおきまして物販等も行っているところでございます。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

49品目もあって本当に豊かな町だと思います。このような事業者の方々の売上げが伸びることによって町が元気になると思います。佐野市では、佐野ブランド認証店として佐野ラーメン、佐野餃子の旗を掲げていました。旗を掲げているだけでも町がにぎやかになると思います。ぜひこの商店街の活性化のために大和町の認証店、推奨品としてブランド化して、町で旗を作ってお店に掲げていただければどうでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういったにぎわいの創出の一つの方法としてそういった考えもあるんだと思います。商工会ともいろいろと相談しながら、旗に限らずですね、そういった活性化のための手だてを一生懸命考えていきたいというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

ぜひ町が元気になるような施策を考えていただきたいと思います。

3月6日の河北新聞に色麻町の記事が載っておりました。色麻町のエゴマ油が特産品ブランド化へと載っておりました。2015年にテレビ放映、エゴマ油、ちょっと私も記憶にありますけれども、このエゴマ油が2015年にテレビ番組で健康食品として紹介されブームになったんだけれども、近年は輸入品の増加や北海道などでの大規模栽培の影響で産地間競争が激化しているということで、特産品をブランド化してブランド力向上を目指すと載っておりました。

本町には、たくさんのこのような49品目もあるのでしっかりとブランドを訴えていただきたいと思いますが、この辺はいかがでしょう。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

商品のPRということ、ブランド化ということですね、エゴマのあれを見ましたけれども、最近、ちょっと売行きが、値段を下げて商品の整理もしながら新たにブランドを強化するというような記事だったというふうに思います。なかなか継続してやるというのは、それだけ難しいことではあるというふうに思っています。次々新しいのを出していくということがありますし、また、今あるものをさらに強化することもあります。これにつきましては、商品を製造する方々のご努力等があるわけですが、町のほうでもその辺は応援していきたい。

例えば今、伊達いわな等につきましても、旗を作ったり、あとはテープを作ったりとか、そういった形でやっているところもありますので、そういった支援、こういった形が一番いいのか、そういったことをいろいろ考えながら、町としても応援できる部分については応援してまいりたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

伊達いわなの旗もすてきだなと思って見ておりました。あれは町で作って差し上げたのか、それとも事業所さんが作って掲げているのかお聞きしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

あれは町のほうで作成しておるところでございます。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

であるならば、49品目もある本町の推奨品なので、伊達いわなさんだけではなく全てを差別化を図ることなく、全ての品目の旗を作ってぜひ町をにぎやかにしてみてもどうかと考えますが、この辺はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
販売する場所とかですね、数量とか、そういったこともございますので、そういったことを考えながらやっていかなきゃいけない。やみくもに何でもということではなくて効果的なやり方を考えてやっていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
ぜひ町の推奨品の旗を、旗にするかどうかというのは、これから町長、考えるというお話でありましたが、ぜひ旗か、SNSとかで発信することによってふるさと納税にもつながってくるのではないかと考えますので、ぜひその発信のお考えのほう、よろしくお願ひしたいと思います。

今回一般質問で取り上げましたシティプロモーションの様々な取組は、自治体の経営基盤を維持することを究極的な目標としております。本町の経営基盤ですが、不交付団体ということで周りの自治体の皆様、周りの方々から大和町はお金持ちの町だねとよく言われます。皆さんも言われると思うんですけども、本町での給食の無償化、本当に皆さん喜んで父兄の方々も喜んで、すぐ報道されてからLINEで本当にうれしいです、助かりますという喜びの声を寄せていただきました。来年度5年度から給食の無償化が始まるということで本当に喜んでおりましたが、本町の経営基盤は大丈夫なのだろうか、財源は大丈夫なのかという声も聞かれます。

気仙沼市では、たしか総務省からふるさと納税の規模拡大と移住定住を進めていくために国のほうから招いてふるさと納税の力を入れたそうでありまして、2020年の7月から気仙沼に来たそうでありまして、この方がふるさと納税拡大、納税規模拡大のためにさらに中間業者に事務作業を、企業の方にお願ひしたそうでありまして、この企

業には廃校になった学校を活用してそこに入っただいて、自治体の代行としてやっただいたそうであります。様々な工夫をされたと思うのですが、去年の、令和4年の4月1日から12月までの9か月間で46億8,900万円のふるさと納税をいただいたそうであります。気仙沼市では10年間分の給食費として基金に繰り入れたそうであります。

本町でもぜひ給食費を賄えるような経営基盤をさらに強固にできるように、気仙沼市を参考にすべきではないかと考えますが、この点はいかがでしょう。

議 長 （高平聡雄君）

ふるさと納税のお話ですが、通告の内容とちょっと幅が広がってきておりますので、町長のほうから端的に今の質問についてお答えいただく程度にさせていただきたいと思います。

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

すみません、お答えする前に、一つ先ほど答弁した中で訂正をさせていただきたいと思います。

中学校2年生、先ほどお答え、最初の答弁で、まほろば大使を委嘱して5月の修学旅行で活動したということでございましたが、これは修学旅行が中止になっておりました。委嘱は私が行って委嘱して、そして、よろしくということをしたところでもございましたが、結果的にコロナで修学旅行には行けなかったということでございますので、先ほどの回答分についてご訂正をいただきたいというふうに思います。すみません。

それから、給食でございますが、今回予算化をしておりますので議決を頂戴してからの決定となりますので、どうぞ皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ふるさと納税ということでございますが、町のほうでもふるさと納税、今、一生懸命やっております。それで今回、これも来年度からになります、委託する、委託といたしますか、一緒にやっていく業者といたしますか、新しい業者さんを選定いたしましてまたこれまでと違った形でふるさと納税、力を入れていこうということで、これも準備を進めておるところでございます。

財源の確保といたしますか、それについては皆さんからの住民税とか、そういったこともありますし、企業さんの税金、そういったものをいただきながら、その中で

この政策についてはその財源をしっかりと精査しながらやってまいりますので、おかげさまで不交付団体ということでございますが、いつもぎりぎりの不交付団体ですので交付団体と全く変わっていないような状況の現状がある中でございます。そういった中でありますけれども恵まれていることは間違いないです。いずれその税金につきましては、皆さんからのお預かりしたものですので、しっかりと精査した中で、経営基盤をしっかりと安定させながら事業を進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
飛躍し過ぎてしまいました。失礼しました。
2要旨目のPR動画ですが、今後、新たなPR動画への取組についても検討してまいりますとございました。PR動画、ふるさとCM大賞とか、大和町PRムービー、ドローンで景色を撮影したものとか、私も拝見させていただきました。再生回数を増加させる取組を行ったところとありますが、多分そんなに、失礼なことを言っでは申し訳ないんですが、どれぐらいの再生回数か、把握されていますでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
大和町観光サブチャンネルというのを開設しましてやったところでございます。目標1万2,000回ということでやったところでございますが、実績としては1万6,000回を超えているということでございます。それが多いが少ないかということについてはいろいろ判断があると思いますが、目標、一つの目標についてはクリアできたと。もっともっと見てもらうようにしてもらいたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

ぜひ大和町の魅力を1万6,000と言わず、もっともっと多くの方々に発信していただきたいと思います。ぜひ新たなPR動画を令和5年に作ってぜひ発信をしていただきたいなと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

動画といいますか、こういったものにつきましてはいろいろ毎年、工夫をしながら、毎年っていうか、毎回ですか、やっているところでございますが、見る人によっては役所版だなというような意見もあるようでございますし、いろんな見方があるんだなというふうに思っています。いずれ多くの方々に興味を持ってもらえるように、町のいいPRができるようなものを工夫して作ってまいりたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

3要旨目のオープンファクトリー、産官学連携事業として昨年の3月、昨年度より実施しておりますということで、3月号の広報「たいわ」にもオープンファクトリーが載っていました。すごい取組をしていただいているなと思っております。

また、3月29日も実施予定の大和町のオープンファクトリー企業見学会の取組についても、報道機関を通して当町の雇用環境を発信してまいりたいと考えておりますということで、しっかりとこれもマスコミの方々に訴えていただいて、テレビ、新聞、SNSをしっかり活用して発信をしていただきたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

オープンファクトリーにつきましては、お話のとおり、昨年から実施をしております。昨年も非常に好評といたしますか、皆さんに喜んでもらえたところでございますし、企業の方もそうやって積極的に参加してもらっております。こういったことで町の企業さんの内容も知ってもらえるということもございますので、こういったものはしっかりマスコミ等も利用させていただきながら、しっかりPRしていい成果を上げるようにやっていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

町に来訪者を増やすことも地域経済の活性化に大きく貢献すると思います。来訪者は観光客だけではなくて仕事で、今のオープンファクトリーのように仕事で町を訪れた人にも足を止めて観光してもらおうような、こういう企画があれば楽しく大和町に仕事に来られるのではないかと思います。

例えば企業などの会議とか、あと企業が実施する講習旅行や研修旅行などとマッチングをしていくとか、展示会とか、見本市とか、こういうイベントも官民一体で取り組んでみてはどうでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

官民一体ということでございますけれども、官民一体で取り組むことは非常にいいことだというふうに思います。企業さんの場合は、自分たちの利益ということも当然考えてやるわけでございますので、そういったもののお手伝いを町がどういった形でできるか、そういったことを考えながら、それが会議なのかどうかというのはその企業さん、それぞれの考えがあると思いますので、そういったことについては企業さんと打合せをしなければいけないと思いますが、企業さんのPRイコール町のPRにもつながる部分もありますので、そういった意味では一緒にオープンファクトリーなんかもそうですし、ほかにもいろいろ企業さんのご協力をいただいておりますけれども、そういったものを積極的に利用させてもらってお互いにいいことになるように、

そういった取組をやっていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
こうしたビジネスイベントのことをM I C Eと言うそうであります。M I C E、Meeting、Incentive Travel、Convention、Exhibition Eventという言葉があるそう
であります。この企業との会議とか、企業の行う講習とか研修旅行などなど、この企
業の出張で訪れた人にも足を止めてもらうとか、本当にそういう施策が必要と考えま
す。やはり1人でも多くの方に大和町に来ていただくための情報発信が大事だと思
いますので、情報発信をすることに対して町長の意気込みをお聞きいたしまして、
質問を終わらせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
情報発信、企業さんに対する情報発信、例えばですね、そういうことで来てもら
うと、企業さんに、そういうこともありましようし、町全体のものを、多くの方々に
発信する方法もあるというふうに思っています。
情報発信というのはなかなか行政、行政といいますか、得意でないところではあ
るかもしれませんが、そういったものにつきましては、そういうことではなく、
いろんな方々の考えも聞きながら積極的な発信はこれからもしていきたいというふう
に思っております。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
以上で質問を終わらせていただきます。

議 長 (高平聡雄君)

以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。

議事の都合及び予算特別委員会の審査のため、3月9日から3月15日までの7日間は定例会議を休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、3月9日から3月15日までの7日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会し、休会とします。

再開は3月16日の予算特別委員会終了後とします。。

大変お疲れさまでした。

午後3時00分 散 会